

継続的な安全性向上に関する検討チーム

第5回会合議事録

継続的な安全性向上に関する検討チーム第5回会合
議事録

1. 日 時：令和2年11月10日（火）13:00～15:11

2. 場 所：原子力規制委員会 13階A会議室

3. 出席者

【原子力規制委員会】

更田 豊志 原子力規制委員会委員長
伴 信彦 原子力規制委員会委員

【外部有識者（五十音順、敬称略）】

板垣 勝彦 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 准教授
大屋 雄裕 慶應義塾大学法学部 教授
勝田 忠広 明治大学法学部 教授
亀井 善太郎 PHP総研 主席研究員
立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科 特任教授
関村 直人 国立大学法人東京大学 副学長
大学院工学系研究科原子力国際専攻 教授
山本 章夫 国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科 教授

【原子力規制庁職員】

荻野 徹 長官
金子 修一 長官官房審議官
市村 知也 原子力規制部長
黒川 陽一郎 長官官房政策立案参事官
堤 達平 長官官房総務課法令審査室長補佐
柴田 延明 長官官房法務部門参事官補佐
平野 雅司 技術基盤グループ技術基盤課技術参与（安全研究）
西崎 崇徳 原子力規制部原子力規制企画課企画官

谷川 泰淳	原子力規制部原子力規制企画課原子力規制専門職
正岡 秀章	原子力規制部審査グループ実用炉審査部門管理官補佐（総括担当）
森光 智千	原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門係長

4. 議 題

○これまでの議論を踏まえた自由討議

5. 配付資料

資料1 各委員による電力事業者との意見交換などの振り返りメモ

資料2 事業者との意見交換を振り返るに当たっての話題の例

資料3 これまでの議論の概要（各回の主な発言等）

（参考1）地方自治体との関係に関する資料

（参考2）電力事業者の人事に関する資料

（参考3）継続的な安全性向上に関する枠組みの検討について（原子力エネルギー協議会（ATENA）提出資料）

6. 議事録

○市村原子力規制部長 定刻になりました。ただいまから、継続的な安全性向上に関する検討チーム第5回会合を開始いたします。

この検討チーム、これまで4回の会合を重ねてまいりました。今回は、これまでの4回の議論を踏まえまして自由討議をしていただく場として設定をさせていただきます。次回、12月に第6回を計画しておりますけれども、この場で中間的な論点整理、取りまとめ的なものをお出しできればと考えておりまして、今日の自由討議では、それに向けて、ある程度、議論を集約、何らかの形でできればということを進めていただきたいと思います。そういう意味で、今日、進行役は、事務局ではなくて亀井先生にお願いしたいというふうに考えてございます。

まず、進行を亀井先生にお願いをする前に、今日、幾つか資料を準備しておりますので、今日の資料について事務局から簡単に説明をしたいと思っております。お願いします。

○黒川政策立案参事官 説明いたします。まず、資料1は、先日いただきました前回の事

業者との意見交換の振り返りについてのメモでございます。

次、資料2といたしまして、すごい文字の少ない、意見交換を振り返るに当たっての話題の例ということで、まず、事業者との意見交換を振り返るに当たって、こういったところが共通する話題ではないかということで整理させていただいたものでございます。

次に、資料3でございますけれども、これまでの議論の概要ということで、これまで過去4回全体の発言を項目ごとに整理、再構成したものと、あと、各回の議事概要ということでつけております。

振り返りのために「過去4回全体の」という部分だけ簡単に御紹介させていただきますと、2ページを見ていただきまして、まず、科学技術に対する規制の考え方という議論があったかなど。規制の役割や位置づけですとか、あとは3ページ目に行きまして規制手法の選択方法みたいな議論があったと思います。

次、2のところですが、規制制度や規制機関の在り方ということで、実務的な規制庁側が感じている課題ですとか具体的な方策や考え方、例ですとか、あとは、次、4ページに行きまして、規制当局と事業者の関係についての議論があったかと思えます。

次、5ページ目、3. 事業者の特性ということで、原子力分野、いろんな科学技術の規制という分野がありますけど、原子力分野の特徴がどういうものかですとか、インセンティブ構造の把握が重要であるということですとか、組織風土、組織文化といった議論がございました。

あと、リスク情報の活用ということで、リスク情報活用の必要性、有用性という議論、あと、6ページ目に行きまして、活用する場合の具体的な方法、あと、活用する場合の課題、懸念といった議論がございました。あと、多様なステークホルダーということで、自治体、あと、7ページ目に行きまして、そのほか、様々なステークホルダーがいらっしゃるというような話。

あと、6、事業者の取組、提案ということで、前回、事業者から幾つか、安全性向上の取組・工夫、こんなことをされていますという話ですとか、現在の取組の課題、提案・要望といったものがあつたと、これまで4回、項目ごとに再構成すると、こういうものと思っております。

次に、参考資料を二つ、つけてございまして、まず、参考資料1というものが、これまでも度々議論に出てまいりました地方自治体との関係の事実関係の資料を整理してございます。

ちょっとだけ紹介しますと、2ページ目に行きまして、これまでいわゆる再稼働した五つの原子力発電所について、規制委員会側ではない、経済産業省ですとか立地市町村の間で、どういう意向表明の手続がなされているかといった事実を整理したものでございます。

次に、3ページ目、4ページ目が、その同じ過程で規制委員会側が立地自治体にどのようなコミュニケーションを取っているかという、これも事実関係の資料と。

次、5ページ目以降が、先ほどの事業者と自治体が再稼働に当たって、いろんなコミュニケーションを取るに当たっての取決文書でございます。それぞれの原発について、いろいろ、同じ会社なのにA原発とB原発で違う条文になっていたり、いろんな違いがありまして、なかなかそれぞれ苦労してつくられたんだらうなというのがうかがい知れるものでございます。

次、10ページ目以降が過去1年間における立地自治体から原子力規制委員会への要請一覧ということで、通常の中では、立地自治体と規制委員会はこういうやり取りをしているといったものでございます。これが自治体との関係の資料でございます。

次、参考2といたしまして、電力会社の社長と原子力本部長の過去の経歴みたいなものを整理してございます。

見ていただきまして、見方がちょっと複雑なんですけど、参考2の表の紙、これ、社長の経歴を表したものでございまして、下のほうから、課長さんになってから、今、社長さんになるまで、どういうポストをたどってきたか。下から上にだんだん、上のほうが新しいんですけど、例えば、A社さんであれば、技術畑のポストを四つほど経験された後、役員になられて今があるみたいな感じで、原子力中心のキャリアを築いてこられた方はE社さんぐらいしかなくて、ほかは、あまり、そういう方はいらっしゃらないのかなというような感じ。

裏に行って、原子力本部長の経歴を見ますと、逆に、原子力の分野でキャリアを築いてこられて本部長になられているという方が多いといったものを整理してございます。

配付資料は以上でございます。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

それでは、早速ですが、ここからの進行を亀井先生にお願いをしたいと存じます。よろしく願い申し上げます。

○亀井主席研究員 改めて、亀井です。よろしくお願いいたします。

前回、電力会社さんからいろいろとお話をお伺いしました。さらには、今、規制庁の

ほうで作成いただいた自治体関係の資料、それから、あと人事の資料といろいろあって、なるほど、原子力関係というのはやっぱり閉じているんだなというの、こういう人事からも見えてくるところはあるんだろうなというふうに思います。前回、いろいろとヒアリングの中で聞かせていただいたことにも通じる話かなというふうに思いました。

そうした中で、今日の御議論をさせていただくに当たって、資料2ということで四つの論点という形で、これは規制庁の事務局のほうといろいろと御相談をさせていただいて、私のほうで、多分、こういう形がいいんじゃないかという形で整理をさせていただいたのでございます。

これはどういう整理をしているかという、簡単に言うと時間軸です。まず、欠落は誰かが発見しないといけない。今回のキーワードが一つ、欠落をどう、あるいは、欠けと言われているものをどう組織の中で上げていって、それを欠落でないものにして、それをプロセスに反映したり、あるいはリスク評価に反映していくというような、これはどっちにしても同じことなんですけど、同じというか、それぞれの経路はたどるわけですけども、そういう中で、欠けというものがやはり大変重要なものであろうという中で考えていったときに、まず、誰かが欠けを発見しなければならないと。それを、発見したものを、次に組織の中で伝えていかなければならないと。これが(2)になると思います。これを組織の中で伝えて受け止めていく、あるいは組織として、うん、確かにそれは欠けだな、欠落だなということを受け止めるプロセス、これが二つ目。

その上で、三つ目として、具体的に、どんなアクションを取るのかと。それは、先ほど申し上げましたけれども、プロセスを改善していくのか、あるいは何らかのリスク評価の方式のところ改善させていくのか、ほかにもあるのかもしれないけれども、でも、大きく分ければ、その二つなんだろうなと。その上でというところが、何かしらというアクションになるんだと思うんですけども。

さらには、この(1)(2)(3)というところとは別に、そもそも規制委員会と、規制庁と規制委員会と、それから電力会社の間でのコミュニケーションの在り方についても、いろいろと議論があったかなというふうに思いました。やや取りづらいつか、そういったような御指摘もあったような気がしますんで、こちら辺についてもお話ができればいいなというふうに思いますし、これが全て網羅できているものでもなくて、私自身も指摘はしていますけれども、例えば、関係会社との間でどうなのかとか、この範囲を会社の中だけで閉じていいのかとかといった論点もあるかと思しますので、それはそれぞれの中で、

(1) (2) (3) (4)あるいはその他という形で議論を順番に進めさせていただきたいなと、こんなふうに考えております。

これは、この点につきましては、委員の皆様、あるいは規制庁の皆様、よろしゅうございますでしょうか。

では、進めさせていただきたいと思います。今日の時間、大体、これで、ほぼ全部、いただいているという理解だと思しますので、これで進めていきたいと思いますが、では、順番に、資料2の順序に沿って、欠落の、まず発見というところについて、前回の電力会社さんのインタビュー、ヒアリングですね、それから、さらには、これまでの議論を踏まえて何かここで御発言があればいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

これ、今まで、多分、最初にしゃべっていた私がこっちをやっているから、なかなか切り出しにくいのかもしれませんが、気にしないで、どうぞ、よろしくお願いします。

山本先生、どうぞ。

○山本教授 名古屋大学の山本です。

御説明、どうもありがとうございました。

それでは、最初に、欠落を発見することにつきまして少し、この間の振り返りも含めまして、気づきを申し上げておきたいと思えます。

いわゆる欠落を防ぐためには、積極的な情報収集は当然必要になるというふうに考えております。その一つが、例えば、私なんかもよく参加しております学会での発表であるとか情報収集ですね。もしくは学協会での、例えば標準をつくったりする活動になると思うんですけども、少なくとも学会での情報収集につきましては、現時点では規制側も事業者もあまり積極的ではないというふうに私には見えております。この点については、改善の余地があるかなというふうに思います。

あと、もう一つ、東電福島第一の事故についての検証が、今、規制庁のほうでも進められておりますけれども、いろんな原子力発電所の立地自治体がこういう検証を行ってござりまして、その結果を公表しております。最近だと、例えば新潟県の技術委員会がそういう結果を取りまとめた報告をしているわけなんですけれども、事業者が当然、地元の自治体については、そういう報告書をよく見ているんだと思いますけれども、PWRの事業者が、BWR電力が立地している自治体のそういう報告書をよく見ているとか、その辺については若干、分からないところがありまして、この辺についても、まだ改善の余地があるかなというふうに思います。

私からは以上です。

○亀井主席研究員 ありがとうございます。

この点について何かございましたら、コメントをぜひいただきたいんですが、いかがでしょうか。

大屋先生、どうぞ。

○大屋教授 慶應義塾の大屋でございます。

今、山本先生がおっしゃったことにも重なるんですけども、やっぱり同じ目で見ていると問題に気づかないということがよくある。我々の業界で言いますと、誤字誤植を著者本人は決して発見できないというのがありまして、他人の目を入れるということをやったり、あるいは、自分で何とかしようとする場合には、普通はやらないことをするわけですね。つまり、違う順番で読むとか、あるいは、いわゆる読み合わせであるとか、一字一句間違えないように発音を変えて読む。「何とかしたる者は」と言って、「もの」と言うとか分からなくなるから、発音を変えて気づくみたいなことをしなきゃいけない。

こういう形で、ある種の異化効果というか、違う目で見るということを制度的にどう担保していくかというのが非常に重要で、その観点から見たときに、今日の資料にもちょっとありましたけれども、やはり原子力の部門というものが同じ人、同じ部門の中の再生産過程になっているところを、どう開いていくかということが問われるのだろう。一つの開くときのルートというのが、今、山本先生がおっしゃったアカデミズムとの接触というものであるだろうし、市民の目とかというものをどう組み込んでいくかというところも当然あり得るであろうし、あるいは、水平的な相互チェックですね。つまり、同じ電力会社の中での他部門との交流であるとか、同じ原発部門なんだけど他事業者との交流であるとか、そういうことを想定していかなきゃいけないのかなというふうには思いました。

○亀井主席研究員 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

今の御指摘、とっても大事なところで、多分、他流試合をやるということなんだと思うんですけども。かつ、ここでリスク分析的手法が実は使われるとよくて、一番あってはならないインパクトも大きいところでありやり過ぎちゃうと、まず、なかなかあれだから、組織として比較的风险が極端に大きくないところで他流試合をまず積極的にやっていって、そこで、まず欠けを探せるような、ある種、リテラシーを養っていくという人材育成の訓練が必要なんだと思うんですね。

そこが、前回、ちょっと私が申し上げた、例えば別の評価軸で環境とか人材育成とか、あるいは女性の活躍だとか、そういうものを入れるようなこと、これは、ほかの業界では結構やっているんですけども、なかなかちょっとそういう工夫というのはあんまり聞くことができなかつたのかなというのは率直なところですし、先ほどお話があったとおり、人事でもやっぱり、少なくとも原子力の中はそこだけで回っているように見えてしまうなという感じがしますんで、電力会社の中でもほかの部門との知見のやり取りみたいなことはあるのかもしれないですね。

ここら辺、ほか、いかがでしょうか。

これ、さっきの山本先生にぜひお伺いしたいんですけども、学会に出てきてもらうということをするために、不十分であるという、まず先生の認識について、かつ、これは今、実は原子力規制委員会や原子力規制庁に対してもコメントされたんで、ぜひ原子力規制委員会からもお話を、いや、そんなことはないなのか、やっぱりそうなのか、まず現状認識についてお伺いしたいんですが、先にちょっと山本先生にお伺いしたいのは、これどういうふうにするとみんなが出てくるようになるのか、それとも、まず、とにかく出てくるしかないのか、そこら辺についての御発言の御意図を少し聞かせていただけますでしょうか。

○山本教授 ありがとうございます。山本です。

ちょっと難しいところはあるんですけど、鶏が先か卵が先かみたいところはちょっとあるんですけど、個人的には、まず出てこないと話が始まらないと思っています。それはすなわち、出てきたら、そこでどういう知見が議論されているのかとか、こういう新たな発見があったということが、ある意味、初めて分かるわけで、そういうものを自分の組織に持ち帰っていただいて水平展開する。これはやっぱり意味がありますねということで拡大していくのかなというふうに個人的には考えております。

以上です。

○亀井主席研究員 ありがとうございます。

というわけで、ボールは規制委員会、あるいは規制庁。委員長、お願いします。

○更田委員長 二つのことを申し上げたいと思います。一つは、欠けを見つけることに視点を集めているところがあるんですけども、2段階やっぱりあって、欠けを見つけるのが難しいのと同時に、見つかった欠けに対して、その欠けへの対処に対して、ふさわしい優先順位を与えることが、これが大変難しく、ここでの失敗がこれまでであったように思

うんです。

例えば、潜在的に大きなリスクを与えるものと認識されていながら、それにふさわしい関心を払ってこなかった。ですから、見つかった欠けに対して、正しい優先順位を与えられる構造のほうにも、場合によっては見つけることそれ以上に難しさがあるのではないかというのがコメントであります。

もう一つは、学会、アカデミア。これは、学会というのが原子力学会を指すんだとすると、これはあまり解決にはならないだろうと。原子力学会というのは、原子力は学問分野の名前というよりは、むしろ産業名に近いところがあるので、どうしても産業の代表的な性格というのを、私も原子力学会におりましたけれども、私にとっては原子力学会は参加する二つ目の学会で、原子力学会に入ったときにちょっと強烈に感じたのは、アカデミアというよりは、むしろ業界団体的な場所だなと。

ですので、東京電力福島第一原子力発電所事故の直後に言われたことは、規制当局、他の分野との交流が大事だと盛んに言われたんですが、10年近く経って、なかなか、それが前へは進まない。航空規制であるとか薬品であるとか、そういったところに必ず学びがあると盛んに言われていますけれども、なかなかそれが進まない。山本先生の御指摘は必ずしも原子力学会だけを指してはいないと思いますので、そういった意味では、外へ出ていく努力が足りない部分というのはあるんだろうというふうには思っております。

○亀井主席研究員 ありがとうございます。

1点だけ、ちょっとすみません。今、委員長が最初におっしゃったところというのは、多分、次の二つ目の論点の受け止めのところじゃないかなと思いますので、ここは、また後ほどしっかりやらせていただきたいと思います。

では、板垣先生、お願いします。

○板垣准教授 板垣です。

学会に出るとというのは、自分の今までやってきたことを客観的な目で第三者に見てもらおうという意義があると思います。私も様々な学会に属していますが、例えば、学際的な学会に出てみたり、あるいは行政実務者がたくさん入っている学会に出てみたりすると、新たに気付かされることが多々ございます。行政法学では、学会の中で重視されることと行政実務で重視されることというのが、どうしてもかけ離れていております。私も不十分ながら、学問にも役に立つからと言われて行政実務の経験もしたのですが、行政実務をやってみると、確かに学問の役に立つ部分もたくさんありましたが、その結果、

行政実務では全く相手にされないような議論については興味を持たない学者になってしまったところがございます。

それで、荻野長官は行政実務、警察庁におられる頃から学会にも研究会にも盛んに参加されていますけれども、私とは比重が逆で、むしろ行政実務のほうに軸足があって、そこから研究活動などもされている方です。そうした視点からも、むしろ長官に、他流試合の重要性についてどう考えておられるか、ちょっと聞いてみたと思います。

○亀井主席研究員 いきなりキラーパスで御指名がありましたので、荻野さん。

○荻野長官 荻野でございます。

ちょっと別な角度で同じようなことを考えておりました。先ほど、大屋先生の発言を受けて亀井先生が他流試合という話をされて、別な目で見ると全然違うと、言葉遣いを変えてみると全然違うものが見えてくるということでした。板垣先生のご関心にぴったり合っているかどうか分かりませんが、ある意味で、実務家と行政は、行政実務と行政法の先生の対話というのは、そういう、お互い全然違う言葉を使ってしゃべっているんだけれども、その結果、気づくこともあるみたいのところ、そういう面があると思います。

それで、そういうことがたまたまあるということではなくて、しょっちゅうあるようにするには、どうすればいいかということだと思えます。それで、学会ではありませんけれども、亀井先生が、別な価値を掲げて会社の中でプレッシャーを与えると新しいものが生まれてくるのではないかという話をされていましたが、原子力規制委員会と被規制者という立場ですと、どうしても原子炉等規制法のこの条文がどうのこうのみたいな話になる。本当は、お互い、規制の立場も被規制の立場も、それぞれいろんな価値を考えなければならぬかもしれない、いろんな価値を考えた中でのコミュニケーションみたいなのを、あえてしたほうがいいかもしれないんです。しかし、なかなか、これには行政法の目的効果原理みたいなものもありますし、所掌事務みたいなものもありますし、法律の目的みたいなものもありまして、特に、今、利用と規制を分離するみたいなこともありまして、単機能、モノグラフ的というか、単機能のやり取りになっているのかもしれない。規制をする上でも、いろんな観点からのやり取りがあってもいいのかもしれないし、それは逆に危険なのかもしれない。その辺で、何というんですかね、あるいは行政として、原子力に限らずですね、行政としてやるべきことと、あるいは規制機関としてやるべきこと、そうじゃないこと、例えば金融庁は商品の開発まではやらないんでしょうみたいなところがあるんだろうと思うんです。あるいは、情報通信でも何でも、先端的な技術をどうする

かみたいなこと、行政と民間がどう関わるか、どういう位置取りをすればいいか。その辺のあたりが、単に心構えとしての他流試合じゃなくて、それをちょっと構造として仕組むというようなことについて、いろんな御示唆というかアイデアみたいなものがいただけると有益であろうかなというふうに思います。

○亀井主席研究員 ありがとうございます。

どうぞ、関村先生。

○関村副学長 ありがとうございます。

今のお話を聞いていて、欠落というものが何なのかというところについて少し認識が深まったところでございます。欠落と山本先生が最初におっしゃったときは、情報自体の欠落という意味をやや重きを置きながらお話されたのですが、情報の欠落を見いだしていくという環境という観点からの欠落のことにも話が広がっていると思います。しかし、そこには心理学的な面もあると思うんですが、私としては情報の欠落に加え問題設定の方法論の欠落ということはどう考えるかというところを重視しなくちゃいけないと考えています。これは、多分、皆さん、同意していただけると思うんですが、そこにはかなり認知的なバイアスの課題がありまして、もちろんメディアがどういうふうに我々の欠落を指摘していただけるかというところに影響し、かつ、それが市民とのインタラクションの中で欠落であるということなのか、あるいは欠落しているはずがないのにどうしてなのかという、そのギャップ感という意味での欠落みたいなものにも広がっていくという課題があります。

先ほど福島第一原子力発電所事故の根本原因に関するお話がありましたが、まだ見たことがないものに対して、どう欠落を見いだすかというところは、かなり難しい問題がある。まだ見ていないことから見ないふりをしていくという、逃避するというバイアスがあるのであれば、そこを積極的に見いだしていく努力というものがどのようにできるのかというところが非常に重要なポイントになるのかと思います。

欠落というものがどのように見出されてこなかったのかということを広く議論するという前提にする必要がありますので、これは事業者、アカデミアはもちろんですが規制側、あるいは、規制側も一つのものではなくて、例えばTSOであったJNESをマージした規制庁というものと、今、テクニカル・サポーター・オーガニゼーション、TSOがJAEAだというときに、JAEAから欠落をどのようにインプットされる構造がつくられているかという意味での規制側の情報や知識の獲得の課題がある。もちろん、これが事業者側にも同様であって、事業者それぞれが個性を持ってやっているわけですが、ATENAという組

織がその欠落をどのように補う役割なのか、それとも補っていない部分があるというのを助長させてやしないかというところも考えなくちゃいけない。これらについては、広く議論をしなくちゃいけないかなと思っています。

そのときに、もう従前からこの検討チームの中で議論しているように、いろんな違うステークホルダーを迎え入れて議論するという体制をどのようにうまく欠落の発見というシステムとして創り上げていくか、プロセスとして作り上げていくかというところがやはり極めて重要な課題なのかなと、こういうふうを考えているところです。

私からは以上でございます。

○亀井主席研究員 ありがとうございます。

勝田先生、よろしいですか。

○勝田教授 明治大学の勝田です。

まだ、ちょっと全然まとまっていなくて。こういう議論の仕方もあまり慣れていなくて、そもそも欠落とは何だろうとずっと考えていたのですが。あまり原子力を特殊扱いするのはよくないと思うのですが、やはり今までの原子力政策の日本での位置づけというのは、ある意味、ほかのエネルギー源と比較したら特殊なものがありましたし、どこまで遡っていけばいいのかというのを、まだちょっと考えています。

あとは、そもそも欠落を発見することと書いてあるのですが、恐らく規制庁は発見したいと思っているのですね。だけど、事業者は恐らくあまり発見したくないような気がします。

あとは、そもそも共通認識があるのかどうかという話もあります。だからその場合は、ここで議論があったように、一つ、かき回す役としてのほかの第三者みたいなものが入るのが、もしかしたらあるかもしれません。

あとは、更田委員が言ったのですが、やはり欠落を見つけたときの優先順位というのは、恐らく実務側のときの優先順位と学問の人の優先順位と、恐らく市民側の優先順位が変わってくるので、そういうのをどういうふうに平場に出すのかとか、ちょっとそういうのを考えています。

そうですね。まだ全然まとまっていないのですが、欠落とは何だろう。まず情報ですよね、組織の。あとは仕組みの情報もありますし。端的には、規制の網の目がいないところがそうかもしれないのですが。すみません、こんな感じでいいですか。まだしばらくもうちょっと考えます。

○亀井主席研究員 いやいや、全然。

伴先生。

○伴委員 今回の勝田先生の御発言を聞いていて、我々、最初からインセンティブというものをずっと言っているんですけども、欠落を発見するインセンティブとは何なんだろうというのを物すごく思ったんですね。確かに、我々は安全規制に携わる者なので、欠落があるなら、それをできるだけ見出して、そこに何か処置をしたいと思うわけですけども、事業者側に本当にそれを発見したいというインセンティブがあるのかというのは大きな問題だと思います。

それから、先ほど学会という話がありましたけれども、例えば学会で、学会にいる専門家ですね、何かをモデル化して、そのモデルを当てはめていろんな解析をしようという人にとっては、多分、難しいものは切り捨てるんですよ、最初。切り捨てて、それでモデル化しやすいところを精緻化していくというやり方をするので、そこでわざわざ難しいものに取り組もうとするかと。そのインセンティブが働くのかというのがあって、これもまた、もしかしたら、欠落を発見することは、あるいは欠落に立ち向かうことはディスインセンティブになるかもしれない。

一つ別の例を挙げると、これは先ほど大屋先生がおっしゃった他者を入れる、ほかの目を入れるということなんですけれども、いわゆるコンピューターシステムの脆弱性をどうやって発見するか。当事者は、なかなか発見できないんですよ、やっぱり。外から指摘されて、それでパッチを当てるということをずっと繰り返してきていて、最近、大手の会社はハッカーに見つけてもらおうということをやっているわけです。そこに多額の賞金を用意して、それで見つけてくださいと。そういう形で、彼らのインセンティブを高めようとしているわけです。でも、そこも失敗すると、むしろ発見した脆弱性を、賞金をもらうのではなくて、アンダーグラウンドにそれを流すことによって自分が収入を得るということだってできてしまうので、だから、そういった非常に難しい問題をはらんでいる。

原子力に関して言うと、そのコンピューターの脆弱性を、システムの脆弱性を指摘してくれるようなハッカーというのはいらんだらうか、そんなことをちょっと思いました。

○亀井主席研究員 ありがとうございます。

場合によったら、ちょっとこれ、少し先に行ったほうが。でも、この部分ですか。どうぞ。

○板垣准教授 最初に、私の認識が間違っていたら修正していただきたいということをお

断りした上で、発言させていただきます。東京電力の福島第一原子力発電所の事故が何で起こったのかについての私の素人の理解を申し上げますと、あそこに、そんな十何メートルの津波が来るとは誰も予想しておらず、それで、非常電源を含めた全電源が喪失してしまったことが事故の原因だと私は理解しています。となると、そんなに大きな津波が来ることを想定していない電源システムというのが現在議論している「欠落」だったこととなります。

この事故以来、いつも疑問に思っているのは、この度再稼働する東北電力の女川原発は津波の被害に遭わなかったことです。女川原発は欠落がなかったわけです。東北電力の女川原発のほうは、そういう大きな津波が来るということを想定して対策を練っていた。それに対して、東京電力のほうは想定していなかったからということ。まあ、私も福島出身ですが、地元の間でさえ、双葉や大熊の沖に、そんな十何メートルの高さの津波が来るなどということは誰も思っていなかったと思います。一般人の基準では、そんなに大きな津波が来るとは思っていなかったのかもしれませんが。ただ、やっぱり専門家であることが求められる原子炉の事業者としては、十何メートルの高さの津波が押し寄せてくる危険があるという科学的なデータがどこからか出てきた以上は、その知見を大事にしてほしかったと思うところです。

何でその違いが出てきたかということ、私が思ってしまうのは、やはり東北電力は東北の会社だから、三陸沖に津波が来る危険性が頭の片隅にあったのだということではないか。東北の間は昔から岩手や宮城とかの沖に、平野部には来なかったにしても三陸のリアス式海岸には大きな津波が来るということをさんざん知らされて、教えられて育ってきてるので、やっぱり津波の対策が優先順位として頭のどこかに必ずあったんじゃないかと思うのです。これに対して、東京電力のほうはやっぱり東京の会社なので、あまり考えが及んでいなかったということではないか。かなり単純な理解なんですけれども、そのところに欠落ということの本質が隠れているように思います。

私からは以上です。

○亀井主席研究員 ありがとうございます。

大変、大切なところ。まさに当事者として対応することができるかどうかということだと思います。恐らく、私自身は、この欠落の話というのは二つ方法論があって、一つは人材育成、そういうことを言える人を育てることができるかという話。例えば先ほどお話があった、外に往来をする人をどうやってつくっていくかという話。人材育成の戦略

をどうつくれるか。例えば、既に規制庁でも若手の人材を、あるいは中堅も含めて、どう育成していくかというのを戦略とか組織の考え方としてまとめられているように承知していますけれども、そういう中で例えば、先ほど山本先生から御指摘があったような学会に出ていくというところをどのぐらい目標として課しているのか、かつ、それぞれがそういう目標だということを承知しているかどうかというのが非常に重要になってくると思えますし。

もう一方で、これは人材育成と同時に組織づくり戦略というのがあって、組織が、先ほど、そもそも伝達としてどう受け止めるかという手前で、そういうものが大切であるというふうに考えることができるか。さっき、多分、板垣先生からお話があった、これは組織としての記憶であり、個人としての記憶が両方あるからということをお指摘があったんだというふうに理解していますけれども、そういうところはすごく大事なところで、こちらから考えていくのかなというふうに感じたところであります。

さて、その上で、これは多分、行ったり来たりするかもしれないんですけども、二つ目のところで、今度は組織としての欠落が見つかりましたと。そこを、先ほど委員長からもお話がありましたが、どうやって受け止めますかと。それを先ほどお話があったけれども、あったのに受け止めることができなかったというのが東京電力福島第一原発事故の一つ大事なポイントだったと思いますので、その受け止め、認識。組織としての。個人では分かりました。では、組織として受け止め、認識するというところについてはいかがでしょうかというところについて、それぞれ先生方から御意見いただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

大屋先生、お願いします。

○大屋教授 大屋でございます。

先ほどの話と重なってくるところはあるんですけども、他流試合ですね、あるいはアカデミズムに触れるという話は当然あるのですけれども、振り返って言いますと、アカデミズムも、この面でそんなに褒められたものでは例えばなくて、我々の業界でも学際的な研究をやろうとって新組織を立ち上げて、最初の1年ぐらいそういう空気があるんですけど、気がついてみると政治学の人には政治学の人としか話をしないみたいなことがよくあるわけですね。

やっぱり新たなものに何かを開いていくというのは大体つらいので、つらさを上回る利得があるという期待が持てるとか、つらいことが幸せになってしまう不思議な生き物が

一定数いるとか、つらいけど行かなきゃいけないインセンティブ構造があるみたいなことがないとなかなか成立をしません。だから、そういう、これ、二つ目の結構冗談ではなくて、要するに、いちゃもんをつけることを人生の楽しみにする生き物は一定数いるわけですよ。それは、組織の大概のところにおいておくと有害なんですけど、チェック係として置いておくと有効なんです。法学業界で、そういう人間が集まっているところを法哲学会というんですけど。そういう人たちを順調に、しかるべきところに送り届けていく仕組みというのが、要するに、個体を変えられるかということと、変えられない個体をどう、うまいところに割り振っていくかという組織的戦略の二層になっているわけです。

個体の変容を促すということについて言うと、やっぱり先ほど言ったインセンティブ構造が非常に重要で、学際的組織というのは、大体、学生の側はある程度変容するんですよ。それは、例えば政治と経済と社会学でそれぞれ何単位ずつ取らなきゃいけないと強制するので。あるいは論文発表のときに、それぞれの分野の人がいる前でやらなきゃいけないというと、大体、予想外の質問が飛んできて顔を青くするわけですよ。学生の側にはそういうプレッシャーがかかるので、それなりに一定程度、やっぱりいろんなものを見て自分なりに考えなきゃいかんと思うし、その楽しさに目覚めていくやつが発生するわけ。逆に言うと、教員はなぜそうならないかということ、インセンティブがないからという。割と身分保障されているからサボったほうが楽であるという、非常にどうしようもない事態が発生するわけですよ。

だから、つる側のインセンティブと、あと個体変容を潰す方法はよく分かっているの。つまり、例えば何か問題点を指摘したときに、指摘したやつに罰が行くと。じゃあ、おまえがやれというふうに、例えば罰を食らうようになると、絶対、問題点を指摘しなくなっていくわけですから、育て方の研究と同時に潰し方の研究。それをやらないようにしていく、それを除外していくということも必要なのかなというふうには思っています。

すみません。以上です。

○亀井主席研究員 はい。

○板垣准教授 今、大屋先生は法哲学会の事例を出されましたが、大概の組織では法律家というか法律屋というのは、何か煙たがられる存在だと思います。ある国立大学法人では、あまりにも法律分野の人間がそうやって組織の運営に対して文句ばかりつけるものだから、法律が組織運営の中核から外されている傾向がありましてね。例えば、学内で何か問題が起こったときに調査委員会が立ち上がり、当事者の事情聴取などの調査を実施したり

するのですが、当事者の片方だけから事情を聴取して、もう片方に対して他方がどのような主張をしているのか全く知らせないという運用が平然と行われたりしています。法律の人たちからすれば、それは適正手続に反するからやめたほうが良いと提言するのですが、そのようなことを強く主張しても、学内の主流からは、何かうるさいことを言っておるやつがいるというくらいにしか受け取ってもらえません。

この前も男女共同参画を推進するために女性のみの公募というのを行おうとしたのですが、女性のみの公募というのは、これは憲法の平等原則との関係から、まずいんですね。要するに、「のみ」はまずいということをそちらの分野の権威の先生が言ったところ、おまえは何を言っておるんだといって爪はじきにされたとかですね。でも、組織全体としては、そういう煙たいことを言う人というのは大事なんです。大屋先生のおっしゃるとおり、それをどう活用していくかというところが組織の懐の深さを示しているのだと思います。

例えば霞が関でもそうですよね。私の友人が事業仕分とかをやっている内閣府の行革の部門で仕事をしているんですけども、事業仕分の部門というのは、いつぞやの民主党政権のときみたいに脚光を浴びるときは花形なのですが、昨今のコロナウイルス対策のような危急の優先課題がほかにあるようなときは、何もしていない。さまざまな省庁の寄せ集め、悪く言えば吹きだまりみたいな部署なのだと揶揄されたりします。

チェック機能を果たす部署というのは、組織的にあまり重視されていないのではないかな。この前、亀井先生が指摘されていたように、資料2で、電力会社において偉くなる人はどういう部門から出世していくかという話において、監査とかチェック機能を果たす部署から偉くなる人は、まずいないということから考えても裏付けられていると思います。民間企業に勤めている友人からよく聞くのですが、コンプラ、コンプラと言うけど、コンプラで飯が食えるかと言って不満を漏らすというのが現場の感覚なのかもしれません。つまり、そういう不正を正す、あるいは発見するような部署、何か耳の痛いことを言うような部署の人というのは、非生産的であるということもあるとは思いますが、まず偉くなる、出世するような組織構造にはないというのがあってと思います。

ただ、逆にそういうチェック機能を果たす部署の人ばかり偉くなるような構造でも嫌なことは確かです。人事のことで言いますと、そういうチェック機能を果たすような部署というものが、もう少し組織内での位置づけを高めて、必ず一生のうち一度や二度はチェック機能を果たすところに配属されるような、そういう人事構造というのが必要となってくるのかもしれない。これは電力会社に限ったことではなくて、中央官庁でも大企業で

も言えることではないかと思えます。

○亀井主席研究員 山本先生、どうぞ。

○山本教授 名古屋大学の山本です。

組織としての欠落の受け止め、認識、もしかすると(3)にも若干関係するかもしれないんですが、意見を申し上げます。

やはり、こういう欠落の受け止めや認識という話で、これがうまくいかないと、まず一番最初に出てくるのは、意識を変革しましょうという話が大概、出てくるんですけども、やっぱり意識を変革するだけでは世界、現実が変わらないわけですね。「夢をかなえるゾウ」という本に非常に印象的なことが書いてあって、本気で変わろうと思ったら意識の変革ではなく具体的に何かを変えないといけないということが書いてありまして、今回も、まさしく同じかなというふうに思います。意識の変革は、それはそれで重要なんでしょうけれども、何か欠落があるというふうに受け止めたときに、実際に現実、世界をどのように変えていくか、そういう変えていく仕組みというのを体系的に取り込んでいくことが重要になるのかなというふうに思いました。

私からは以上です。

○亀井主席研究員 関村先生、どうぞ。

○関村副学長 関村でございます。

先ほどの亀井先生を含めてのところで一つだけ違和感を感じているのは、偉くなる人という言葉なんです。上位のマネジメント、トップマネジメントというのが偉いということであればそういうことなんですけど、結局、そういう上の方が、ただ単にどかんと上に座っていれば原子力の安全が保たれるという時代じゃないことは明らかであります。そういう方々の戦略、用意周到な準備、それから、簡単な言葉で言うと役割分担をどうするかということ、いろんな布陣をしいていく。そのための用意周到な準備という意味での人材であったり情報のやり取りだったり、これを考えていく。

だけど、大学はそういうこともやってきたわけですが、文理融合が必要である、いろんなところが集まってinterdisciplinaryな学際的なことをやろうと。それを組織にしちゃうんですね、日本の場合は。例えば、MITだと、ベーシックな学問分野というのは、しっかりと教育の、特に学部教育の組織として縦軸をキープした上で、それを横軸でつなぐようなプロジェクトをつくっていく。そういうことで布陣をしいていくというのが、例えばMITにおける戦略なわけなんです。それが、日本の場合は、東大でもそうなんですけど、固

定化したポストがある組織にしてしまう。これが継続していくと、もともとはどういうことからこのポストができましたかという議論にしかないという陳腐化が起こっていくということがあろうかと思えます。

したがって、組織としての欠落というものを見いだしていくために、やはりトップマネジメントも含めたところで周到な準備をし、布陣をしく。しかしながら、問題によって布陣というのは適切なものと適切でないものがあるので、多様な布陣を用意しておくということ。それは、組織をつくり替えるわけではなくて、おっしゃっているように、人の能力というのをどうやって開発をしていけるかが課題です。そこに関する差が、例えば日本とアメリカで出ているのかどうかということを認識しておく必要があるのかなというふうに思います。

一方で、その話を先ほどの1番目の欠落の発見のところにも適用しなくてはいけないと思っているんですが、問題を発見したというときには、問題を解決するというところまで含めたセットで問題を設定しようとする人がいるわけですね。それが専門というものになっていて、これが理系で言うと、技術の範疇、科学技術の話だけでは解けないから問題の発見はしませんよという態度にだんだんだんだん陥っていくことにつながりかねない。大屋先生からお話があったように、エルシーの分野というのは違った見方を適用すべしという動きがある。科学技術的な観点で見ると、社会科学で見ると、ここの交差の部分というのをどのように考えていくかという両面を合わせて、トランスサイエンスとして考えていく。

それらのために、トップマネジメントが布陣をきちんとしなくて。それは、組織を変えるのではなくて能力を開発していくということが非常に重要なお話になるのかなと思えますし、それで3番目とか4番目の話には、多分、つながっていく議論になり得るのかなというふうに私は考えております。

私からは以上でございます。

○亀井主席研究員 更田委員長。

○更田委員長 二つのことを申し上げますが、一つは、ちょっと勝田先生に対する解説のようなもので恐縮なんです。欠けという言葉ですけど、これはもともと、まだ私が安全研究をやっていた頃に、当時の上司が盛んに使っていた言葉を私も使うようになった。というのは、その裏返しがあって、安全研究の戒めというのは、安全研究の実施者をいえども研究者ですので、問題の対象を自分の得意な土俵に引っ張り込もうとするんです。なぜ

なら、その土俵の上で勝負したほうが圧倒的に得なので。それは、こういった有識者会合なんかでもそうですね。政府の有識者会合でも、何かお題が与えられたとき、皆さん自分の専門分野、自分の得意な土俵のところへ物事を引っ張り込んで議論をする。それは、有利だからと。

安全研究がそれを過度にやってしまうと、もう得意な土俵というのは幾つか決まっていますから、その土俵の外の問題というのは、できればやりたくないか、誰かほかの人がやってほしいということになって欠けが生まれてくるという意味で欠けという言葉を使い始めました。

ただ、安全研究を利用する側の規制にしてみれば、得意な分野を深めることはいいから、得意な分野はさっさと卒業して、それこそ欠落を見つけてほしいという立場になるので、ここにもその言葉が来ている。

二つ目のことは、先ほど大屋先生がおっしゃったことに非常に、ある意味、強い印象を思い出したに近いんですけども、原子力規制委員会が発足したときに、なぜ実施部隊の規制庁と別にコミッションボディーとしての規制委員会があるかという、規制委員会は規制庁にとって煙たいこと、言われたくないこと、規制庁の失敗、これを公の席で言うというのが規制委員会の非常に重要な仕事で、相手は事業者だけではなくて。これは発足時の5人が度々話し合いましたけど、とにかく規制庁に嫌われてやろうという、そこまで意識したわけではないですが、とにかくどんどん規制庁の煙たいことを言おうじゃないかと。役所と規制当局というものの中には、やっぱりなかなか相入れないものがあるので、規制庁に対する煙たい存在になろうと。

ところが、ここにやっぱりディスインセンティブの構造はあって、規制庁の瑕疵であるとか欠落であるとか、あるいは能力不足を規制委員会が指摘すると、それに対する批判は規制委員会にも戻ってくるんですね。例えば、私が国会で御答弁さしあげるときには、ある種の規制庁に対して物を言うことに対するディスインセンティブとなりかねないような構造というのがあると。ただし、やはり大屋先生のお言葉で認識を改めて思ったのは、コミッションボディーというのは、やはり実施部隊に対して煙たい存在になるということ、一定程度、必要なんだろうというふうに思います。

そして、規制当局で大事なものは、関村先生も指摘されましたけど、認知バイアスの存在を認識できているかどうかによって、私たちがディスインセンティブ構造があって、欠けは分かっているけれども、私が担当の2年間の間には問題化しないだろうと。なるべく

次の担当者の問題にしたいというようなものは当然あるわけで、そうすると楽観幻想であるとか様々な認知バイアスが働きますので、心がけているのは、認知バイアスの存在を認知してもらおうというようなことは組織的対応なのかなというふうに感じております。

○亀井主席研究員 板垣先生、どうぞ。

○板垣准教授 「偉くなる」という表現についてですが、私は、「偉くなる」という言葉は、要はその組織で大事に扱われる、その組織で一目置かれるというぐらいの意味で取り上げました。

最後におっしゃった話題に関して、組織としての受け止めであるとか、認識の話について、当事者におけるインセンティブということなのですが、私は、こんな問題があるということ指摘したところで誰からも感謝されないというのが根底にあるのではないかと思います。要は、減点主義ですね。これは役人の世界でもそうだと思いますし、大概の組織は、特に大きい組織であれば大きくなるほど減点主義だと思います。電力会社などというのは、もう大きな会社組織の典型のようなものですので、こんな問題がありますということ報告し、そして、それを一生懸命改善につなげて何か未然に防いだとしても、誰にも褒めてもらえない。そんなことはむしろ当然だというぐらいの話で、むしろ欠落を見つけたということが巡り巡って、いつの間にか、おまえの責任だみたいに押し付けられるようなことになったりすると、ましてや自分の担当部署で欠落を見つけたなんてことになってしまうと、それこそ、その後の出世に響くというか、減点主義で、その後まづいことになってしまう構造なのではないか。

諸外国の状況について私はよく分かりませんが、これについては、もう欠落を未然に発見し、それを防ぐ人がいたならば、それは相応に評価するというインセンティブ構造を適切に構築していくこと、これが一番大切ではないかと考えました。

○亀井主席研究員 ありがとうございます。

伴さん。

○伴委員 今の点に関連して思ったんですけども、電力会社にとって欠落を発見することが、どういう意味を持つのかということなんです。これに関して、実は、先日、国際機関の安全文化に関するラーニングフォーラムというのがあって、そこであるレクチャーが言っておられたんですが、あちらの向こうのヨーロッパの電力関係者、原子力関係者は、できていないことではなくて、できていることばかりを言うというんですね。何かというと、それは社会が原子力は安全であるということを求めている、言わば無謬性

を求めていると。だから我々はできているということばかりを強調するというようなことをリタイアした関係者がおっしゃっていたと、そういう話をしていました。

そうだとすると、やはり原子力事業者としてはなかなか欠落を認めたくないし、仮に見つけたとしても、それを表に出したくない。あるいは、表に出すにしても、どうやって出そうかという、そこから発想が始まってしまう可能性がある。これは非常に、それが世界的に共通な問題だとすれば大きなことだと思います。

○亀井主席研究員 ありがとうございます。

ちょっと私、今、伺っていて思い出したのは、やっぱり丸山眞男の「「である」ことと「する」こと」で、ゲゼルシャフトのゲマインシャフト化というのが起きている可能性があって、本来は機能集団で、先ほど更田委員長からもお話がありましたけれども、委員会と規制庁の関係というのは、つまりどういうことかという、煙たい存在とか不愉快な存在であり続けることによって、緊張関係をつくることによってゲマインシャフト化させないわけですね。常にゲゼルシャフトであるように振る舞わせるという、その緊張関係をつくっていくインセンティブがある。

ところが、これ、先ほどの板垣先生の御指摘もつながるんですけども、大きな会社になっていく、あるいは、そこのある種、互助型共同体化していくと、これは機能型組織ではなくて、まさに伝統的な地縁型・血縁型共同体的になっていくというところがあって、そうなったときに、欠落を発見したときにどう受け止めるかという、余計なものを発見しやがってという話になる。

それは先ほどお話があった、私も、もともとモデル屋だからよく分かるんですけども、そんな余計な前提を入れられたって俺のユニバースに入らないし、というような形で拒絶をするという、これはアカデミアでも起きるような。これは、アカデミアでも、やっぱりある種のゲマインシャフト化というのは起きているはずで、いや、話、分かるよな、分かるよなとやっているうちは心地いいですから、そこに新しい前提を持ち込んだ人は、いや、おまえ、変わり者だなと言われて、こうというふうなこともやっぱりあるわけで、そのゲゼルシャフトがゲマインシャフトになる傾向がとても強い。

これは幾つか、経営学の世界で、いわゆるグループダイナミックス的な議論でよく言われているのは、これなかなか日本の会社に適用できない場合が結構多くて、それは、かなりゲマインシャフトの色彩がとても強いということをやっぱり念頭に置いておかないといけないのかなと。今回の欠落に関わる議論も、そこはすごく重要なことがあるのかなと

思っています。

もう一つ、今回の議論の中で、これは、もしかしたら暗黙の了解かもしれないんですけども、私たちがお話をしている欠落の大きな部分というのは自然災害に関わる場所であるという、これは日本特有の問題で、アメリカの場合は、多分そこが大きな影響ではなくて、そこが日本の場合は自然災害という、起きたら大変クリティカルなものが起きるという状況のものを、まさか無視することはないよねということなだけで、それでも無視してしまいがちであるという。今、前者で申し上げたようなこととの関係性の中で、組織としての受け止めが、たとえ発見できたとしてもというところでブレーキがかかりがちであるというところに対して、どういうふうに揺らぎを与えていくのかというところが大変大事なところなんじゃないかなというふうに受け止めた次第です。

すみません。別に、私が決してまとめではないので、今、一人の意見として申し上げさせていただきました。

勝田先生、どうぞ。

○勝田教授 いろいろ、何となく見えてきたところがあります。板垣先生の先ほどの偉くなるとかという話に関連してなのですが、ずっと今まで気になっていたのは、例えば、品質保証のQMSとか安全文化の専門家、あるいは担当の人が、どういう扱いを受けているのか、というのがちょっと気になっているところがあって、それを思い出したところがあります。

規制委員会と規制庁の役割の更田委員のところは、もっと嫌われるぐらいやってほしいところがあって、僕から見ていると、何かだんだん実務寄りになっているような不安を感じていたので、ぜひ、よろしくお願いします。

あと(2)の問題として、組織としての欠落というのを考えると、組織になった途端、やはり意識的に、もしくは無意識的に、恐らく経済性と何かをてんびんにかける状態になるのだと思うので。今までは、恐らく福島第一原発事故の場合は、そういうのを考えたとしても経済性のほうに寄っていったことがあるので。それを考えると、組織としての価値観はもう変えないといけないとか、あるいは短期的な価値観なのか、長期的な価値観なのか、組織としてどう考えるかというのをやはりどこかで議論しないと、内部的にどうしても欠落があったとしてもそれは何かと比較してそれをなくすことになると思うので、そういう話なのかなという気はしました。

それで、伴先生の話も、先ほどのハッカーの話もあったのですが、原子力の本質的な

ものというのは、あえて特別扱いする必要がないというふうに先ほど言ったんですが、やはり機微な技術を使うし、機微な物質を使うという意味では、基本的には保守的になってしまう技術であって。そして保守的になるということは、やっぱりテクノクラートみたいなものが集まりやすくなり、そして資源とか人が集約しやすくなって、いわゆる市民社会的なものから、むしろ離れたほうがいいというエネルギー源のような気がします。なので、そういう本質的な性質がある中で、どれだけそういうのを広げられるか、透明性を出せていけるのかという話のような気がしました。

あと、(1)の欠落の話にまた戻っちゃうのですが、新規制基準は、短い時間の中、物すごい混乱の中、非常に頑張ったわけなのですが、ここでの場での欠落というのは、まず影響の大きい確実なものを先につくっています。本当はもっと時間をかけて議論をしたいのだけど、それはちょっと置いておこうというものを欠落というのか、もしくは、本当に新規制基準とかをつくって、その他の規制とかをやっていたのですが、まだ見抜けていないものがあるのか、そういう欠落という種類もあるのかなというふうに思いました。

○亀井主席研究員 ありがとうございます。

更田さん。

○更田委員長 勝田先生、ほかの先生にも御意見を伺えればと思うんですが、こういうときに、かつての事例に振り返ったときに一つの例として東京電力のデータ不正問題、虚偽報告問題というのがあった。あのときに、例えば一般社会であるとかメディアであるとか、それから、いわゆる市民団体といったようなところから、当時の規制当局は、どういう圧力を受けた、圧を受けたかという、やっぱり東電を徹底的に追及して、問題の真相を解明して、東京電力の不正を正すべきだというのが物すごい圧になった。これは当然のことだと思います。

当時は、規制当局が推進当局と完全に分離されていたわけではないので、強いインセンティブとして、東電の虚偽報告問題をきちんと解決させなければ発電所が動かないじゃないかという推進側のモチベーションもあるわけです。そうすると、当時の規制当局にとって、東電虚偽データ問題というのは優先順位のトップに来ただけで、安全上の問題としてどうかといったら、東電虚偽報告を見ている暇があったら、その当時もう米国では、地震が非常に大きな問題だということはとっくの昔に言われていた時代なんです。当時の規制当局が、虚偽報告問題をちょっと置いておいて、地震問題や津波問題を先に取り上げることができたかと。安全上の観点からいったら、そっちに優先順位を置くべきなんです。

だけれども、ここがなかなか難しく、そのときは社会も国会もどこも、東電の虚偽報告をとにかく徹底追及せよという圧なんです。ここも、やっぱり見つけた欠けなり欠落に対して、ふさわしい優先順位を与えることの難しさだと思っているんです。

他流試合というお話もあって、他流試合は欠けを見つける部分では有効かもしれないけれども、一方、優先順位を決めようとするときには、極めていろんな、いい面と悪い面がありますので、これは実務側に立ってみるとなかなか難しいところがあるなというのが感想ですけれども。

勝田先生、いかがでしょう。

○勝田教授 まず、東電の虚偽報告については、やはり一般の市民の感覚から言うと、あれだけ原子力は安全と言っていたのに話が違うじゃないかというのがまずあったので、それに対する反発は非常に大きかったような印象はあります。

先ほど僕が言った原子力の特性の話になるかもしれませんが、普通の人にはなかなか知ることができなくて、原子力という技術そのものをですよね。それを考えると、どうしても、いいか悪いかは別にして、誰かに代わって調べてほしいという、どうしてもそうなりがちなもので。そうすると当時はやはり保安院しかなくて。最後のとりでとなっているはずの保安院が頑張ってくれと言うしかない、という動きは、まず一つ、あったとは思っていますね。

もちろん別な、ちゃんと調べているNGOとかは、経産省の下についている保安院が信用できないとか、そういう感じでいろいろ混乱はあったので。確かに更田委員の言うことも分かりますが、でも、逆に言えば、あそこをしっかりとっておけば、もしかしたら福島第一の原発事故は、ちょっと違う感じになったという考えも一つはあるような気はしています。

あとは、優先順位は確かに難しいのですが、理想を言えば、やっぱり両方同時進行でやってほしいというところがあるんですけど。もちろん、それはできないのは分かっているんですが、それはやっぱりマスコミとの対応の仕方の話にも、またちょっと関わってくる話になるような気はしました。貴重な意見、ありがとうございました。

○亀井主席研究員 この件に関して。

どうぞ、板垣先生。

○板垣准教授 更田委員長からの投げかけについては、まさにおっしゃるとおりで、優先順位をどういうふうにつけるかという問題だと思います。これはあまりに政治主導が進むとよくないという原理と同じでして、往々にして国会などでは、今そんなことをやってい

る場合かというときに、たとえばコロナウイルスが大変なのに桜を見る会の追及なんてやっている場合かというのと同じような話で、世論の関心事項に優先順位が向きがちです。世論的には、報告書類の改ざんなどについて取り沙汰されているときに、でもやっぱり地震とか、津波への対策のように、安全性を確保するための根本的なシステムに対するチェックをきちんとしなければいけないという、世論とか政治に流されないようにするための仕組みづくりが肝要であって、そのために、専門的な視点から職権行使を独立させた独立行政委員会方式を取っているのではないかと考えました。

○亀井主席研究員 どうぞ。

○関村副学長 更田委員長、ありがとうございます。今までわだかまりとして残っていた部分をこれだけストレートに言っていただいで、非常に感謝申し上げたいと思います。

一つは、ちょうどひび割れを隠した前のほうのデータ隠しの時期というのは、米国の安全規制がリスク・インフォームド・レギュレーションに大幅に転換する時期でもあったわけです。この機会を日本として逃してしまったということについては、極めて残念だと思いますし、こういうことに転換が結果としてスムーズに進まなかったというところを反省してみるという意味では、非常に重要な御指摘をいただいたというふうに思います。その足かせを、もう昔のことですので、忘れたかのごとくの議論が行われてしまうということについての警鐘としては、極めて重要なかなと思います。

私は、原子力安全規制というのは、リスク・インフォームド・レギュレーションという柱をきちんとつくっていくということが、まず第一であって、それはマスコミが捉える取上げ方、あるいは政治として判断をされるものとはインディペンデントに進めるべきものであるということが、まず非常に重要なポイントになるのかなと思います。

それから、もう1点ですが、まさに東京電力の不正のところを踏まえて、品質マネジメントシステムというのが大きく変化をしてきたというところは、これは重要な論点として提示をしておくべきだろうというふうに思います。

実は、私、マイナーな学会なんですけど、品質保証研究会という、研究会レベルなんですけど、100人少々の学会の会長をやっておりました。社内で偉くなる人が多くない学会かもしれない。そういうところで地道に活動をしていくことが評価されるべきであるというふうに言うのか、評価されないことのほうが重要かという論点を提示するものではありません。だからこそ学協会の規格等では、例えばISO9001が、2000年版から、2008年版に改訂され、さらに2015年版において第三者の意見というのを多重的にちゃんと取り入れてい

く仕組みが提示され、この下で運用をしていくのが原子力安全を進める方々への要求となるべきであると議論を進めてきました。これらに基づいて、IAEAの安全に関わる場所も変わってきましたし、国内の様々な基準が変わってきたというところに、間接的ではありますが、いろいろな国内でも起こった不祥事、不正等の反省が取り込まれてきた。

それらを組み込んでいくということは、ある意味では間接的はあるんですけど、学協会等でも議論を進めるインセンティブにはなったということは、御紹介をさせていただければと思います。ちょっと余分なことも触れてしまいました。

○亀井主席研究員 とんでもないです。ありがとうございます。

では、また前後しているかもしれませんが、既に少し後半のほうの話にも入り始めていますけれども、例としての3番のところですね。この後の進め方としては、受け止めた欠落への対応の在り方、既に少しお話も出てますけれども、これをやって、この後コミュニケーション、一般論をやって、その後もしかしたら、その他でここに漏れている話で大切なことがあるような気がしますので、ここら辺についても、ですから全部としては、あと論点三つということでお話を進めてまいりたいと思います。

どなたか委員の方、あるいは規制委員会、規制庁の方、御発言あればいただければと思います。いかがでございましょうか。

では、大屋先生。

○大屋教授 大屋でございます。

先ほどの更田委員長からの問題提起とも重なる部分があるんですが、悪人の観点という話があり、badman's viewpointと、これは一応、法律家は持ってないといけないということになっているんです。規制者というのは、規制される側のことを分からないといけないからという話になっているんですけども。その点から申し上げて、先ほどのこと、両方のいろんな議論ができると思うんですが、私の観点から思ったのは、レピュテーションリスクというものを、当事者がきちんと勘定をしていないことの問題性という観点があるだろうということです。

つまり悪人の観点というのはどういう話かということ、人間はきちんとインセンティブを構築しないと、いいことをしない。常に悪いことをしようとするものだというふうに取りあえず置くわけです。現実には、もうちょっと心が正しい人が世の中に多いわけですが、逸脱例の対応という観点から、そのように捉えるでしょう。そうなったときに、そもそもだからそういう虚偽報告問題が起きてしまったのは、虚偽報告をするほうがメリットがあ

るといふふうに当事者が認識したという問題があったのであると、こう置くことができるであろう。

その背景にあるものは何ですかという、あるいはそれに対する社会的対応の点で、安全の観点からは、安心ではなくてですね、安全の観点からは不適切ではないかなと思われるような対応が発生したのはなぜだろうかといいるところで考えてみると、これもやっぱり悪人の観点かもしれないんだけど、世の中の人には考えないということをまず前提に置かないといけないのであると。これは最近社会科学ではかなり中心的に言われている論点ですが、人間には直観的な反応をする回路とゆっくりじっくり考える回路があって、全部じっくりじっくり考えると人間は生きていけないので、有限な時間の中で必要な対応ができないので、大概、直観的に反応しているんですよというのが、これは心理学的には事実でありませう。

その上で、結局、直観的にある事態の評価をするときに、非常に重要なものとして効いているがトラスト、信頼であって。昔の話だからあれでございます、大学で生協で同じようなものを買って伝票を持っていっても、私が持っていくとずっと通るんだけど、ほかの人、同僚が持っていくとすごいもめるというようなことが発生するわけです。私の日常の行いが正しいからなんですけど。要するに、この人は大丈夫そうだろうと思っていると、緩やかな方向へのチェックがかり、まずいかもと思うと、じっくりする方向に動くわけ、つまり熟慮の回路に処理が移行するわけです。そこで考えると、要するに虚偽報告問題というのは、それ自体の安全的観点からの問題性、当然あると思うんですけども、加えて、要するに信頼を損なうと、この人たちは放っておいても大丈夫なんだという社会的な信頼を損なうという非常に大きな問題があったのですよね。

今述べた、要するに直観的な回路というのは、分からないことほど働きやすいんです。私、自分の専門に関連するから、本はじっくり自分で選ぶんですが、服については、もう判断することもしたくないと思っていて、全てをユニクロに委ねているんです。こういうふうには、分からないものほど直観的な回路に進むということを考えると、要するに、いわゆる原子力業界なら原子力業界なり、技術なりから遠ければ遠いほど信頼の重みが増していくと。レピュテーションで動くようになっていくということを考えたときに、じっくりした回路で考える近い人ほど、先ほどおっしゃった地震なんかの安全的な問題のウエートが高くなり、遠くなればなるほど安心の問題のウエートが高くなっていくと、つまり虚偽報告の問題の重要性が増すということ自体は、あまり不自然ではない。

そうすると、そのリスク構造がある中で、何でそんな安全的には大した問題ではない虚偽報告をやっちゃったのかというと、要するに当事者に、そのレピュテーションリスクの構造が理解されていなかったからであろうと思うし、なぜそれが起きるかということ、要するに社会的反応、普通の人々の反応というものをきちんと予期できる情報とか、意識がなかったからだということにつながっていくのではないか。

そうすると、先ほど来、出てきている、他流試合という話、あれはある意味で安全的なというか、熟慮回路からするとネガティブな効果もあるわけです、要するに意識が散乱するとか、いろいろ計算法を覚えて、どれ使っていいかわからなくなるとか、そういうことが発生するわけですが。ほかの人が直観的にどう判断するのかということを知るためには有益であるというふうに言うことができ、その意味で、これもレパトリーとバランスというものをどう整備していくかということが問われるという話になるだろうとは思っています。

その中で、これは原子力固有ではなくて、どの産業でもあることだと思うんですが、エンド側というか末端側に社会があり、一般の人々がおられ、その手前のエージェントとして議会、政治家とか、あるいはマスメディアがいますと。その手前のエージェントとして取引業者とかがあり、その手前のエージェントとして自社の経営層があり、企画層があり、管理職があり、一般社員があり、一次下請がいて、二次下請がいてという形で下りていく。このすごい多重な構造の中でエンドユーザーの行動を見ないと、現場の正しい意思決定ができない。こんなこと一般市民が来たらどう思うだろうということを考えて、勘定してもらわないといけないんだけど、例えば三次下請は、やっぱり二次下請の顔だけを見て、要するに情報を隠蔽する方向に進む。二次下請は、同じことを一次下請に対してやる。

やった結果として、これ前職のときに調査した話なんですけれども、某国際的大企業の人たちが、自分たちの生産現場で、例えば外国人の人たちがどれだけ働いているかと言われても、分かりません。あるいは、その中に問題があるという、在留資格に問題がありそうな人、何人いますかと言われても、そういう情報は全て手前で隠蔽されていくので、決して分からない。それはむしろ隠蔽することが善だと思っているので、下請の側では、御心配をおかけしないというふうに考えて、隠蔽されていくという構造があると。

そうじゃないんだというエンドまでの計算の仕方というのをどう拾う、この二つがあって、それぞれの当事者にどう計算してもらおうかということ、彼らが計算し間違えるときに、組織的にどう統制するかという話なんですけれども、考える必要があるというふうには思

っています。

すみません、ちょっと長くなりました。

○亀井主席研究員 ありがとうございます。

今の件で、ちょっとむしろ規制委員会、規制庁側にお伺いしたいんですけども、組織がそういうものを見なくなってしまう、ただしこのマネジメントというか、組織の在り方についてのコミュニケーション、コミュニケーションというかあれなんです、彼らに対してそういう組織としての悪い方向に走ってしまうということに対して、規制委員会や規制庁ってある種の揺らぎを与えて、そうしないように仕向けることって可能だと思うんですけども、具体的にどのようなコミュニケーションをして、そういうような揺らぎを与えるようなことを普段されているのかということについて、聞いている方もいるし、何となく聞いたこともあるんですが、改めて公開の場ですので、ぜひそこをちょっと共有いただきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

つまり質問としては、個別の技術がどうか、個別のインシデントがどうだということではなくて、そもそも要は会社としてどう扱っているのかとかというようなことについて、規制委員会、規制庁のほうでどのように何かそこを牽制されているかということをお伺いしたい。

○更田委員長 事業者のですか。

○亀井主席研究員 事業者に対して。規制庁ではなくて、事業者という話。今の話は事業者の話なので。どなたでも答え、一番、多分最前線にいられる方。

金子さん、お願いします。

○金子長官官房審議官 規制庁の金子でございます。

ちょっと一例だけ御紹介をすると、先日、公開でやっているのも実名で申し上げたほうがいいと思うんです、関西電力の発電所で配管に傷が見つかりましたという話がありまして、今までにあまり例のない事案なので、公開でいろいろ議論をして確認をしていきたいと思いますということをやってまいりました。なかなか先方も、世の中がこれはこういうものですねということをお説得的に説明することができないのは多分感じていらっしゃる状況の下で、でも一生懸命それを追求してしまう。したがって、それはさっき大屋先生が言ったレピュテーションリスクを少しずつ増やしながらか、どうも、本当にこの筋で行っていいのだろうかということをお多分感じながら議論をされているということをお、僕らも感じながらしているわけです。ただ、先方が、このように考えれば、このように説明できますという話

をされるので、ある程度付き合っていました。

あるところまで来て、そもそもこれは検査で見つかったことがどの程度インパクトがあるかということの評価するために始めた話なので、そんなに一生懸命、物事を積み上げてやるのが、皆さんのお仕事として本当にいい方向でしょうかということをお私ちょっと水を向けました。そうしましたら、一回考えますというふうにおっしゃられて、持ち帰られて、少し検討の方針をお変えになったことがございましたけれども。

そうやって多分、今のは本当の一例ですけれども、その方向で本当に大丈夫なんですかねということ、時々、水を向けて、規制側なりの考え方、物の見方、あるいはちょっと盲目的に走り過ぎていないでしょうかというようなことを申し上げるようなことは、多分審査会合とか、ほかの場でも事例としてはたくさん積み重ねてきているのではないかなと思います。ちょっと断片的な物の見方ですけれども。

○亀井主席研究員 ありがとうございます。

荻野さん、お願いします。

○荻野長官 荻野でございます。

揺らぎを与えるということに関して、これは事業者との関係じゃなくて、先ほど委員長からお話のありました規制委員会と規制庁の関係で、ちょっとお話をさせていただきます。

これは、最終的な結論としては、板垣先生の最初の問いかけに対して、行政法学者はもうちょっと頑張ってくれみたいな話になるんですけども、結論はですね。

規制委員会として、規制庁に対して、いかに牽制するかと、いかにそこで緊張感を保つかということをお主眼として発足当初から留意されている、それはそれで事実なんです。

他方、非常に国家行政組織法とか、行政法理論なんかで見ますと、規制庁というのは行政庁としての原子力規制委員会の事務局であるわけです。それで、これは行政官庁理論というのがありまして、例えば国土交通省では職員が何万人とかたくさんいますけど、農水省もたくさんいますけれども、全ての活動は国土交通大臣の行為として、法的には観念されていて、それ以外の人は補佐機関である、要するに手足なわけです。手足にすぎなくて、全ては国土交通大臣の行為として観念されると。

だから、原子力規制委員会について言えば、原子炉等規制法の企画、立案、執行全て、行政庁としての原子力規制委員会の活動として観念されます。あとは全部その手足にすぎないということですけども、それは実態ではないわけです。実態としては、あらゆる活動を国土交通大臣お一人がやっているわけじゃなくて、いろんな人が総がかりでやっていて、

国土交通大臣はそのマネジメントなり、最終的な決定をされているわけです。

そういった中で、原子力規制委員会においては、非常にマネジメントを、非常に緊張感を高めるということを、公開の会合でやっている。まだまだ不十分だというお話もありましたけど、我々は非常によく牽制されているとあっていて、最近でも、いろんな案件、規制委員会の提案案件がことごとく覆されるみたいなことが、割と日常的にある。ここを取材する記者の人なんか、ほかの役所とあまり違うので、びっくりしたりするわけですけども。

そういう面で言うと、チェック機関であるかのごとくなんですけども、これもやや法律の条文の話になりますけども、原子力規制委員会というのは、原子力規制委員会の委員というのは、専門家が集まっている、専門性のある人が集まっていて判断をする仕組みになっています。これに対して、私が昔いた警察の場合には、国家公安委員会と警察というのは完全に権限分離をされていて、国家公安委員会は一切、警察活動についての権限がなく、しかも任命の要件に、警察、検察の経験がないことということが書いてある。これは、アメリカにならった制度改革で、レイマンコントロールという、普通人による、要するに専門家嫌いのアメリカの、専門家は駄目だという、プロは駄目だという、そういうものはしりなのです。言ってみれば、委員になれる方も、これは社外取締役だねと、完全な、ということで割り切られて来られていますが。あまりここから先は言うともあれですけど、実際どの程度牽制しているかみたいなことを言うと、はるかにそれは原子力規制委員会のほうが厳しいんです。それは異なる性格の業務だから、公開でできるか、できないかとか、そういうことの要素が大きいと思います。

普通の役所で全然そういう牽制がないかということ、例えば民主党政権下の政務三役が、非常に、事務次官以下と距離を取って政務三役会議でやるみたいな、似たような試みであったのかもしれない。その評価はいろいろでしょうけれども、規制委員会が非常に成功しているとするれば、まさに公開の場でやっているという要素が大きい。それは三条委員会だからということではないかもしれないということなんです。三条委員会であるというのは、政治との関係であるとか、国会との関係ということであって、事務局との関係の緊張までそうじゃないかもしれないんです。そういう話はもうちょっと行政法の先生方も面白がっていただくと、いろいろ研究していただくといいんじゃないかと思うんですけども。

何でこんなことを言うかということ、一つは、先ほど関村先生が、いろんな学際的な広がりをやろう、あることをやろうとすると、どういう布陣をしるのが大事なんだけど、日本

だとやたら組織づくりになってしまう。何でそうなるかと言うと、それは予算の仕組みとか、人事の仕組みとか、行政管理の仕組みとかについて、一つの典型があって、その典型を基にやるから、それに当てはめようとする。それが一番楽だし、そうじゃないやり方というのは長続きしないし、お金もうまく流れないしということがある。だから、我々が暗黙の前提として行政の仕組みとか、あるいは行政の組織のつくりとかによって決まってしまう。

それから先ほどの他流試合なんかもそうなんですけど、どういう役所がどういうふうに関与したらいいのか、一つの法律は一つの役所が持っている、こういう目的のためだけに使いますみたいな原則があります。以前、亀井先生がやられた統治機構改革の議論なんかでも、プーリング、プール型の規制で、いかにもアメリカ的な発想ですが、各役所はそれぞれの権限を持ち寄って、新しい組織や法律を作らずに、新しい情報技術の進展にうまく対応していくみたいなこともアメリカではあるんですけど、日本ではなかなかそういうことができない。

このように、行政の法律のつくり方とか、組織のつくり方というのはすごく硬直的なんですけど、硬直しているということ自体は教科書に書いてないというか、語られてない。民主的に統制をしなきゃならないとか、説明責任を果たさなきゃならないとかいうことはあるんですけど、その根っことなる、組織や制度のつくり方の部分で拘束されている部分があって、そこにちょっと光が当たってない。あまり訴訟にもならないから面白みがないということなのかもしれませんけども、そういう、暗黙の前提となっているところにもある程度チャレンジしないと、なかなか新しい仕組みにならないというようなところがあるなという、ちょっと脱線した話になりますけど、冒頭の板垣キラーパスに対する、ちょっとした応答でございます。

○亀井主席研究員 多分、今の話は決して脱線してなくて、多分、原子力規制委員会と規制庁の関係は、そこにだから、やっぱり揺らぎを与えるというところが、実はもともとは法律というものがある中で与えるという運用、あるいは公開をする、常に公開をするという形で、その牽制が働いているかもしれませんと。

一方で、それが電力会社との関係においては、では、同じような形で揺らぎを与えられているんですかというのが、結構、実は大事なポイントだと思っていて、これは向こう側は、むしろ会社法だとか、商法だとか、そういう問題以上に、多分、先ほどの組織的風土としての共同体の固着化というところが多分とても強いはずで、そういうものに対する規

制委員会、規制庁としての揺らぎの与え方というところは、もう少し今後、多分考えていけないといけないのかなというのは、今のお話を伺いながら大変思ったところで。

単純に、先ほど、例えば配管に傷がありましたというインシデントから入っていけば、これは大丈夫なんですとか、これは危ないですよというようなことを言っていけるんだと思いますが、インシデントがなかったときにも、どういう揺らぎを与えられるのかというのは、結構、大事な論点のような気がいたしました。これはちょっとすみません、論点として申し上げておきたいと思います。

板垣先生、それから関村先生。

○板垣准教授 先ほどの萩野長官の発言について、私も当初誤解していたのは、原子力規制委員会と規制庁の関係が、国家公安委員会と警察庁みたいな関係かと思っていたのです。よく調べると全然違って、法的には、原子力規制庁は原子力規制委員会の単なる事務局にすぎないという建て付けだったのです。しかし不思議なもので、実際の現場の運用は、更田委員長がおっしゃるとおり、規制委員会は規制庁に対してチェック機能を果たすんだという意識ですよね。法律上の建て付けとは全然違って、実際は規制委員会がきちんとチェック機能を果たされているというのは、興味深いことです。

亀井先生からご指摘があったとおり、法律上の組織の建て付けだけから論理必然的に導かれる話ではないということだと思います。例えば株式会社という形態を取っているということを言えば、個人事業が法人なりしたような小さい株式会社から、監査役とか社外取締役もいっぱい設置してある大会社だって幅広いわけです。毎年のように会社法の改正を続けても、必ず何かしらコーポレートガバナンス上の問題は出てきます。電力会社のガバナンスについて、割と硬直的な、それこそよく公務員的ななどと指摘されますけれども、これについては、電力供給が独占企業であるという点が物すごく大きいかと思います。総括原価主義ですし、大きな事故でも起こさなければ、まず潰れることがなく、安定した企業運営が保障されている会社ですから、どうしても公務員的な硬直的組織風土になるというのは、どんなふうな法律で縛って、どんなふうに組織づくりをしても、多かれ少なかれそうになってしまうのではないかと考えました。

以上です。

○関村副学長 関村でございます。

先ほど、亀井先生のほうから、規制庁として、あるいは規制委員会として、どういうふうに事業者側に揺らぎを与えられるかという問いかけがありました。この揺らぎをどう

見るかというところの認識は極めて重要なと私も感じているところです。

それをもし誤解を恐れずに、リスクというか、イマージングリスクに対してどのように対処していくかという問題に置き換えることができるのであればというふうに思います。

どこがイマージングになっているかというところについては、社会自体が変化をしていることを含める必要がある。例えば、原子力発電所が置かれている地方自治体というものが、人口が減少をしていく、あるいは高齢化が進んでいる、この中で避難をどう考えるかということは、当然、投げかけをされているということになると思いますが、防災という範疇が少し規制庁の側と違っているのであれば、そこへの配慮は共有すべきだと思います。

それから、社会が変化することによって、今までは考えていなかった様々な脆弱性というのが社会にもたらされていると、ここをどのように規制委員会、規制庁が認識していて、これに対して答えていくことも、法的な枠組みよりも少し超えるかもしれませんが、事業者と一緒に議論をしていくべきですねという、こういう問いかけがどこまでできているかということかなと思います。もちろん環境のほうを重視するというふうに社会が変化していますので、環境に放出される放射能の量というのは、当然制限をされるべきというメッセージは既に出していただいています、そのことと実際の住民等を感じる不安感というものを、どういうふうにイマージングリスクとして捉えているか、ここは極めて重要なメッセージになるのかなというふうに思います。

いずれにしろ継続的な安全性向上という観点からは、私としては、先ほど原子力安全のリスクのことは申し上げましたが、社会としてのイマージング・リスクのところを、どうやって俎上にのせていくべきなのかというところについては、この検討チームの議論の中では、ぜひまとめておくべきかなと思っています。これが亀井先生に対するコメントでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○亀井主席研究員 ありがとうございます。

山本先生、お願ひします。

○山本教授 山本です。

受け止めた欠落への組織としての対応の在り方について、ちょっと違った観点から意見を申し上げたいと思ひます。

私は、日々大学で研究・教育という形で、学生さんに欠落を指摘して、それを受け止めてもらって、それに対応してもらおうということを日々やっております。なかなかうまくいかないこともあって、いつも頭を悩ませております。やり方はいろいろあるんですけれ

ども、全くもうやらない学生さんについては、強制的にテーマを設定して、あと締切りと達成度を明示すると、そういうことで割にやりやすいんですけれども、逆にやりやすいんですけど、一方、ある程度できる学生さんについては、例えば学生さんからテーマと、いつまでこれをやりますねということをご自己申告してもらって、それを確認するという形をよく取ります。当然ながら、そういう約束を守らない学生さんについては、さらに対応を考えるという、そういうことになります。

実は、こういう取組が、規制委員会の規制委員の方で、規制庁の職員の方の振り返りメモに、かなり類似のことが書かれておりまして、非常に興味深いなと思いました。これちょっともう少し踏み込んで言うと、規制側としては、事業者を出来るのいい学生とは見ることができない理由があるんだろうというふうに、私は現時点では理解しております。

そういう状況で、できる学生というふうに見てもらうためには何が必要かということなんですけれども、やっぱり自主的に、先ほどから問題になっている欠けを発見して、規制が意識する前に取り組むという、そういう実績をやっぱり積んでいくことが必要なのかなというふうに感じました。

私からは以上です。

○亀井主席研究員 ありがとうございます。

ちょっと一つ、前回、電力会社からの要望で、たしか届出みたいな形で自分たちとしてはやっていきたいんだみたいな形の御提案もあったと思うんですが、こちら辺も含めて何か御意見あれば、ぜひいただきたいんですが、いかがでございましょうか。多分、今の山本先生のお話にもつながってくるんじゃないかなと思いますが。

板垣先生、お願いします。

○板垣准教授 それについては、事務局のほうの御意見でたくさん提言されていたので、そちらのほうに伺ってみたいのですけれども。西崎さんから、ちょっとお願いできますか。

○亀井主席研究員 西崎さん。あるいは、どなたでも気がつくところがあれば御発言ください。

○西崎企画官 規制庁の西崎でございます。

ちょっと自分が何を書いたか、今思い出しているんですけれども、届出制ですね。事業者からいろいろ御要望というか御提案があったわけなんですけれども、一つ、いわゆる実務的な問題として私は捉えたんですけれども、規制との関係でいろんな手続が生じるときに、届出制ということで一方的に届出をすれば基本的な義務は果たされると、そういう簡便な

制度をもっと活用したいというような趣旨かなというふうに私は捉えまして、それは現在の法令の仕組みの中でも、そういった仕組みはあって。ただ、多分使いにくいんだろうという仕様だと思いますので、そこは検討する価値はあるのかもしれないなというふうには思いましたけれども。一方で、別の趣旨でつくられている届出制、具体的には安全性向上評価というふうに言っているんですけども、その異なる制度をコンタミして、とにかく簡便になればいいんだというようなことで運用をしていくのは、やや法的な問題としてよく考えていく必要があるだろうと。

といたしますのは、書いておりますけれども、もし悪人主観ではないんですけども、不履行があった場合、あるいは違反があった場合に、本来であれば課されるべき罰則であるとか、強制措置が、別の制度に流用することで潜脱してしまうとか、といったような問題もありますので、どういった目的でやりたいのかということ、あるいはやっていくのかということをよく整理する必要があるなというふうに考えたということで、この資料の1の21ページに書いておるのは、そういう趣旨でございます。

お答えになっているか分かりませんが、以上です。

○亀井主席研究員 いかがでございましょうか。今の件も含めて。

○板垣准教授 正岡さんから伺いたと思います。

○亀井主席研究員 正岡さん。

○正岡管理官補佐（総括担当） 規制庁の正岡です。

自分のコメントは25ページに書かせていただいて。自分の場合、ちょっと実運用のほうに少しイメージがあるんですけど、25ページの一文に書かせていただいて、前提として、今の状態を踏まえると、丸々丸投げはできないよねという前提なんですけど、その上で届出制度というのは一理、活用の仕方としてはあるんじゃないかということを書かせていただいています。

具体的には、例えば、今だと許可とか工認という規制手続って全ての工事を取っているわけじゃなくて、当然、国が重要なものに対して手続を取ってますと。それとは別で、当然事業者が維持すべき基準というのはあって、それは手続を取ろうが取るまいが、当然、維持しなければならないということで、その手続は簡略化はできるんですけど、FSARに書いたことをもって、きちんと維持基準を達成しているかどうかというのを確認するとか、もしくはあとは廃止措置計画みたいに、FSARの届出自体、その記載した事項を義務としてかけちゃうとか。そういう手続の簡略化はできるんだけど、最低限、維持基準なり、満た

すべき基準を達成することは確認できて、もし何かあれば口を出せるという、そういう制度というのは、実運用からすれば、今、そんなに前向きに考えているわけじゃないんですけど、将来的にはそういう考え方もあるのかなということで書かせていただきました。

○亀井主席研究員 ありがとうございます。

多分、先ほど来お話があったときでも、まだ信頼の問題の多分ハードルが残っているのかなというのは、全体として感じたところですし、これは規制庁の方々に限らず、多分、委員もそれぞれ感想を書いている中で、いや、まだやれることはあるだろうという感じがして、ATENAって何者って、これは多分次回、またこの次の議題かもしれませんけれども、そういったようなところも含めて、やや便利に使われているようにも、説明としては十分でないところもあったら、ここは御指摘されている方もそれぞれ、私自身も指摘していただきますけれども、私のところも含めて多分きちんと見ていかなきゃいけないのかなというふうに思います。

何か、更田さん。

○更田委員長 米国の事例で言うと、届出で許す場合って、こういうものを届け出ればいんだよというひな形を、まず規制当局が見せているケースが多いんです。必ずしも全てではないんですけども、安全性向上評価制度のようなものに相当するものと、個別プラントの評価等では、規制当局がこういうレポートを僕はあなた方に出してほしいんだというのを、かなり詳細な手引き書みたいなのと一緒に出しつつ、これを届け出てくださいという要請をするんだけど、安全性向上評価の制度をつくったとき、今から振り返ればですけども、あのとき、とてもじゃないけど私たち基準もつくってましたし、既に動かそうとしている電力、政府が動かそうとしている炉の現状評価等々と重なっていたので、ひな形までこっちでつくって示すのではなくて、例えば米国の例であるとか、スイスの例を見てくださいというような程度のサジェスションしかできなかつた。それが、やはりそもそものスタート時点での大きな障害になってしまつて。やっぱり電力というか事業者のほうからしたら、どんなものを出すかというのを委ねられたら、やっぱり様子を探らざるを得ないので、なかなかぼんといかないと。こちらにしてみると、期待したものが出てこないって、そこにボタンのかけ違いがあったんだと思います。

ですから、規制委員会、規制庁のほうへ向けて言うとする、やはり届出に委ねるべきものは、こういうものが届けられたいというひな形と共に事業者に示すことができれば、もう少し滑り出しはよかつたかなというふうに認識をしています。

○亀井主席研究員 一方で、そこから比べて、例えば電力会社側がもうちょっといろんなことを用意してきているという、こういうことはあって言っていることだというふう
に受け止めることはできないのでしょうか、そこら辺は皆さんどうお考えですか。

○更田委員長 届出に係る制度をつくる時自身に、電力の関与であるとか、電力の意向
確認というのは、もちろん意見聴取という形ではやってはいますけれども、十分であった
かという、そこは必ずしもそうではないというふうに認識をしています。

○亀井主席研究員 ありがとうございます。

十分か十分でないかというよりは、彼らがどういう努力をしてきているのかというところ
を、やっぱりそこは十分見ていかなきゃいけないのかなと思いますし。彼らが、多分こ
ういう提案をしてきた以上、私だったら思うのは、何かしらきっと腹案があって、具体的
なものがあるんだろうなと期待したいところなんです、そこは非常に難しいというふう
に理解してよろしいんですね。

○更田委員長 極めて率直に申し上げると、前回、電力の方々の提案なり御意見を聞いて、
私は全く目新しくなかった。要するに、こっちが既に言っていることでしょうって、それ
にちょうど乗ろうというような話ばかりで、全くこういう制度があったら私たち助かりま
すという新規提案は、はっきり申し上げてゼロです。

ですから、そういった意味で、まだまだやっぱり電力のほうとしては、まだ規制当局が
言い出してもいないものを提案するというような、信頼関係ですか、そういったようなも
のは生まれてないんだというふうに認識をしています。

○亀井主席研究員 前回も、どなたかの先生の中で、ちょっとあまりここで個別名詞は避
けますけれども、新奇性がないとか、あと横並びじゃないとか、そういったような御指
摘も複数の先生から御指摘があったように記憶をしていますけれども、そうなってしまう
ことについては、もしかするとここからコミュニケーションの話に入っていきたいんです
けれども、規制当局側のコミュニケーションにも課題があるのかもしれない。大体コミュ
ニケーションというのは、基本的にどっちかが悪くて、どっちかがいいとか、どっちかだ
けが悪いということは普通ないものですから、そこはコミュニケーションというのは相互
にそれぞれ課題があるはずで、そこを多分真摯に考える必要というのは、私はあるんだと
思うんですけれども。

こういった点について、それぞれ委員の皆さんからまず御意見いただいて、その後、規
制委員会、規制庁から御意見伺いたいんですが、ここら辺についてはいかがでございま

ようか。

どうぞ。

○大屋教授 一つは、これ亀井先生も今回のメモでお書きになっていたと思いますけど、横並びであること自体に、ある程度仕方のないところはあるよねという気はします。それは一つは、みんなで考えて、ちゃんと比較的穏当な案にまとめてきたというところはあるかもしれないし、もう一つ言うと、産業構造的に、ある事業者がほかの事業者を出し抜くインセンティブがない、地域分割しているわけですから。例えば電気通信事業者だったら、何とかライバルは不利になって、俺は得になる制度ないだろうとか、すごい一生懸命考えるわけです、彼らは。だけど電力にそういうものはないよねと思うと、横並びであることがいかんというわけではなくて、むしろ横並びでもいいから新しいものを出して、考えてきたらどうだろうかと。あるいは、合意を取った内容だけを持ってくるんじゃないで、議論の経過を持ってきてくれてもいいんだよみたいな。ある事業者だけが言って、みんながえーと言っているようなことがないかというような問いかけの仕方もあるのかなというふうには思いました。

○亀井主席研究員 ありがとうございます。

ほか、いかがでございましょうか。

私もまさに同じに、横並びであることをあまり問題視するよりは、やっぱりみんなでもう一步前にとりようなところがもう一段見えてくると、よりいいのかなと思いますし。確かに大変分かりやすくする、携帯電話会社であれば、お客さんを取れますけれども、もちろん今、取れないわけではない、ある部分については取れないわけではないことは分かっていますけれども、なかなかそこはやる意味がないし、さらに言えば、もしかするとさっきの共同体が電力会社全体かもしれないので、これはなかなか難しいところですよ。

ほか、いかがでしょう。

どうぞ。

○板垣准教授 コミュニケーションについては、私が保障行政の説明をさせていただいたときにも、ドイツのホフマン・リームの主張を挙げさせていただきましたけれども、やっぱり信頼というのが大事だということだと思います。これは事務局の方々も口々におっしゃるとおり、信頼がないことには、ある程度任せようということにもなりませんし、信頼があってこそ事業者のほうからもいろいろと規制庁に言いやすくなるでしょうし、規制庁も事業者に言いやすくなるでしょうし、規制庁と委員会だってコミュニケーション、規制

庁と委員会は何か十分にコミュニケーションが取れているように私からは見受けられますけれども、コミュニケーションを取りやすくなる。一番大切なのは、事業者、規制庁、規制委員会とやはり国民の皆さんとの間のコミュニケーションの在り方ではないかなと思います。

特に安心・安全に関わる、一度大きな事故が起きてしまったら取り返しがつかないことについて所管しておられる以上は、先ほどの情報データの改ざんであるとか、情報隠しであるとか、そうしたちょっとした事故や不祥事などをどういうふうに国民の間に説明して、そして政治との間でもどういうふうにそれを議論して、説明するという、そうしたリスクコミュニケーションであるとか、リスクの受け止め方、そういったようなことがやはり最終的には鍵になってくるわけです。そのリスクコミュニケーションをいかに取りやすくするかというのが、制度設計の課題です。でも、それは関村先生がおっしゃったように、単純に組織をつくれればそれでいいというものではないですし、山本先生がおっしゃったように、意識を変えればそれだけで済むというわけでもないですし、複合的な解決が求められると考えました。

○亀井主席研究員 ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○勝田教授 信頼という話があって、ただ、やはりこれまでの経緯を考えると、規制側と被規制者側です、なれ合いになってはいけないので、その加減がやっぱり大事な話だと思います。

その規制側と被規制側の信頼って何だろうと、今ずっと考えていたんですが、仲よくなるわけではないですし。そういう意味では、例えば一つの考え方としては、規制側の規制に従って、その結果、結局、事業者としてメリットがあったということがあって、初めて規制側は信用してもいいんだという流れになると思うんです、それも一つの考えだと思います。

それを考えると、多分かなり時間がかかる話ですし、今、新規制基準ができて、どちらかといえば被規制側はかなり仕事をさせられているというところばかりなので、時間がたって、理想的には、結果として新規制基準を守ったほうがよかったですよとか、そういうのが出てきて、初めてもしかしたら信頼というのが少しずつ出るかもしれないので、短期的な話もあれば、そういう長期的な話もあるのかなというふうにちょっと考えました。

○関村副学長 規制委員会が出来上がるときに、環境省の下に原発事故再発防止顧問会が

設置されて、私もメンバーとして出ささせていただいていました。その報告書の一番重要な観点が、トラストでした。トラストというのは、信用、信頼、いろんな広い意味があると思うんですが、やはり国民も事業者も、それから規制の側も、ある意味では主観に基づいて、本能的に信用ができますよという状態をつくり上げていくということが理想的には必要です。その前段階として、マインドの面で信用できるか、信頼できるかというところを進めていく必要がある。そこにはアクションが必ず必要で、組織だけではなく、マインドが変わるということだけでもなくて、継続的安全性向上に関する仕組みづくりを動かしていくということが、どうしても必要なというふうに思っています。

しかし、その前提となるところの、いわゆるコミュニケーションで納得感を得ていくというプロセスのところなんですが、これが単に理解をした、アンダーstandをしたというレベルとは違うと思うんです。規制基準によって、あるいは様々な規制の要求によって、コンセントとか、コンビクションを得たという段階でもなくて、お互いにサティスファクトリーな状態をつくり上げていくというところが必要である、それが先ほどから議論がありますし、ペーパーにも幾つか出ておりますように、インセンティブというところをどう構築していけるかということじゃないのかなと思います。

これに関連しては、例えば検査制度で進められているパフォーマンスベースというのは、測れるパフォーマンスがあつて、それを達成するためには事業者は自由度があるから、これはインセンティブなんですよというふうに考えていたんですが、この前、事業者がそういうふうにおっしゃっていただけなかったのがすごく残念なんです。

あるいは、もうちょっと遡ると、先ほども申しあげましたけど、リスクインフォームドのレギュレーションだから、リスクの状態で安全重要度が、安全上重要なものとそうじゃないものがあるから区別するという状態から、リスクを定量的にも評価をしていって、ここはこれだけしかリスクが上がらないから、そこは免除していくんですよというところを、手続論も含めて提示をしていくというところが非常に重要なポイントになりますし、ここは議論が今進められようとしていると思います。

そういう全体像を踏まえて、今制度としてあるものと整合性よく進めていくというところは、非常に難しい状況になっちゃったという部分と、これからそれを解決しなくちゃいけないというところと、でも、そこに対して我々が取り組んでいく必要があるというふうに思っているというところが重要なポイントになるのか思っているところでございます。

以上でございます。

○亀井主席研究員 ありがとうございます。

ほか。

どうぞ。その後、山本先生、どうぞ。

○勝田教授 すみません、簡単なコメントなんですけど、今までの議論を踏まえて思ったのは、前回事業者から話を聞いたんですが、事業者が本当に継続的な安全性向上、これを必要と思っているかどうかって、まだ結局そもそも分からなくてです。彼ら自身が、言われたからやるという状態だと駄目ですし、彼ら自身が継続的な安全性向上というのがないと困ると、自分たちじゃつぐれない、規制側にも考えてほしいというぐらいじゃないとやはり駄目なので。彼らがこれを必要と思ってない限りは、幾ら何をやっても難しいんじゃないかなというふうには思いました。

○亀井主席研究員 ありがとうございます。

山本先生、どうぞ。

○山本教授 山本です。

先ほど更田委員長のほうから、前回の事業者の提案に新しい点がなかったという話であって、私もそれについて同感です。ある意味、教員が言っていることを生徒がそのままコピーしてしゃべっているみたいな、そういうところもあって、ちょっとあまり健全ではないかなというふうには感じました。

その理由の一つなんですけれども、やはり規制側がどういうことを考えているのかというのが、なかなか分からないというのが結構、大きいかなというふうに思います。今回、例えば資料1ということで、規制委員の方と規制庁の職員の方がメモを書かれていますけれども、私なりの立場でも、このメモを読んで初めて分かったところというのは相当ありました。そういう意味では、こういう形で皆さんがお考えのことを事業者にお伝えできるようなところがあれば、これは非常にコミュニケーションの助けになるかなというふうには感じました。

私からは以上です。

○亀井主席研究員 どうぞ。

○関村副学長 すみません、関村です。

1点コメントというか、事業者に対する対応について、規制庁としてどう考えているかということの質問にもなるんですが、ちょっとお伺いしたいんですが、事業者という事業者がなくて、何々電力、何々電力といっぱい多様になるわけですね。だから規制委員会

としては、この事業者のある特定の電力会社のいい点を生かすために、どういう布陣をして、審査だったり、検査だったり、それ以外の施策を進めていったらいいかって、多分そういうことまでもう考えなくちゃいけない段階になっているんじゃないかなと思います。そこに対してはATENAがあるというのをちょっと違和感が感じるというのは、前日も多少申し上げたところにつながっております。

だから、非常によくできているところは、これはいいんじゃないですか、あなたとこの会社とは違いますよということを明確に出していくための制度みたいなもの、運用の仕方、こういうものをつくっていかないと、事業者一般という言葉の中には、ちょっと私、見逃しちゃっているもの、まさに欠落が多く含まれているんじゃないかなという気もいたします。これはお答えいただく必要は必ずしもないのかもしれませんが、そういう観点も議論の中ではまとめていただくといいのかなというふうに感じております。

以上でございます。

○亀井主席研究員 ありがとうございます。

まさに護送船団じゃいかんという話ですよ。護送船団というのは代表的な例で、つまり一番遅い船に合わせて船が動くという形になりますから、多分一番前を走っている船のことを見てないという形になりますので、単純に早いか遅いかだけではないんだと思うんですが、それぞれのいいところをきちんと多分共有できる形にしていくというのは、とても大事なことじゃないかなというふうに思います。

あと、先生方から御指摘が今日はなかったんですけども、やはり私自身もこの会議参加していて感じる、これはもう本当に痛切に感じるんですけども、公開の場でのコミュニケーションというのが大変強い、ある種のプリンシプルを発揮していると思っています。ここはもう極めて重要なところで、かつ譲っては、絶対に私はいけないところだと思うんですけども。公開の場で話せない話というのは、私はパブリックなポイントについてはないんだというふうに理解してまして。そういう意味では、公開の場で、先ほど荻野さんから話ありましたけれども、同じ組織制度、行政組織法上は同じはずなのに、なぜ違うのかと言えば、やっぱり公開の会議で、公開の場でその検査行政が行われているというところが、あるいは規制行政が行われているところが極めて重要なところだと思いますので、そこは何かちょっと奥歯に物が挟まったような言い方が、何か前回、何社かさんからあったような感じがするんですけども、そこはやっぱり公開の場できちんと議論をされるという原則を貫いた上で、ではそういう中でくくりではなくて個別個社のいいところを

というところができるのかというのは、今の話も含めて極めて重要なところだなというふうに感じました。

いろいろすみません、お時間も大体ちょうど来たところでございますので、私のほうでも多分足りないところもあったかもしれないんですけども、大体、でもこれまでのところはかなり振り返られたんじゃないかなというふうに考えております。

では、市村さんのほうにマイクをお返ししたいと思います。ありがとうございました。

○市村原子力規制部長 亀井先生、また皆さん、ありがとうございます。たくさんの御意見、御指摘をいただいて、これが果たして来月の中間取りまとめ的なものにどういうふうに結実できるか、また御相談申し上げたいと思いますが。

クローズングする前に参考3という資料を御覧いただいて。今もちょっと話題に出ました、ATENAから検討チームに参加したいというような要望が来ていますので、これを御紹介いただけますか。

○黒川政策立案参事官 説明いたします。参考3を御覧ください。参考3の1.はじめにというところの一番下の行、これがATENAの一番意見のポイントでありまして、ATENAが検討チームの会合に参加して、意見、提案できる機会を設けていただきたいということをおっしゃっております。

どういうことを意見、提案したいのかというのが、このページ以降出てきまして。2ページ目の図をまず見ていただきまして、2ページ目で潜在的リスクを抽出して、仕分けして、今ある規制要求と自主の間に新たな枠組みを設けるとというのがいいんじゃないかというのがATENAの意見で。

次、3ページに行きまして、新たな枠組みを設けるとした場合に、ATENAという組織自体が一定の役割をその枠組みの中で果たしたい、果たす役割があるということをおっしゃりたいということの意見のようでございます。

以上です。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

この取扱いですけれども、現段階で委員の皆さん、何か御意見おありになれば頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

では、亀井先生から。

○亀井主席研究員 まず、そのATENAとは何ぞやというのは、ぜひ伺いたいところでもあったので。まず提案というのよりは、そもそもATENAって何をしているのというのが、ま

ず一番聞きたいところで。さっきのお話もそうなんですけれども、護送船団を助長しているんだとすると、それは何かそうなのという感じになっちゃうし、何か切磋琢磨を促しているんで、まさにその揺らぎを与えているのであれば、すごくこれは大切だなと思いますし。まずそこら辺の御説明をいただきつつ、その上で何か御提案があるならば、それは承るということなんじゃないかなというふうに私は認識しています。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

では、委員長。

○更田委員長 ちょっと解説も兼ねて。ATENAという組織は、米国にあるNEIという組織をひな形として。これは電力事業者の技術集団として独立して、米国の規制当局に対して基準についての代替案であるとか、特定の規制に対する技術的意見も述べていきますし、また一方で、各電力における技術力の評価等もやります。

これは業界団体ではないんだと、私たちは独立した組織として、しかしながら、実際の現場を抱えている電力側の技術的意見を代表する集団であると。ですから、組織としても、かなりの技術者を抱えた組織です。これをひな形に、ATENAをそれに育とうとしています。多分規模としては、まだ2桁ぐらい小さいかもしれないです、ひよっとすると。ただ、目指そうとしているのは、電力意見を代表するロビー団体では決してなくて、技術者集団なのだということを標榜しています。ただ、まだ歴史として1年ぐらいの組織ではあります。よろしいでしょうか、解説は。

それで、ちょっと先に私が意見を言っているものかどうかなんですけども、私は、これはATENAに対するお答えとしては、もうちょっとそっとしておいてほしいというのが意見なんです。というのは、この場というのは、電力にこうしてほしいとか、ああしてほしいについて議論をする場ではなくて、私たち自身がどう変わったらいいかという学びを見つけないかと思っている。その構造の中で、今、結果として電力がこうなっているということを委員の先生に知っていただくために、前回、電力の方にも来ていただきましたけども。

すごく平たい言葉で言うと、もう少し行政法学者とか、法哲学者という、私たちが普段、会ったことのない生物の意見をもう少しニュートラルに聞くように、そっとしておいてくれないかというのが私の意見であります。

○市村原子力規制部長 亀井先生。

○亀井主席研究員 今話を踏まえて言うと、もしかしら今後ATENAというのは、そういう形で設定したのであれば、こういう形でも規制行政の中で活用できるかもしれないと

いうふうに、私どもが申し上げることは可能かもしれないという理解。現段階では、もとの今、更田さんがおっしゃったような形で言えば、そういうふうにつくられたものだけれども、これはなかなかそういうものですよ。では、アメリカにある例えば独立機関みたいなものにはつくろうとしたんだけど、なかなかそうでない現状があるんだとしたら、それを幾ら逆に言うと批判しても仕方がなくて。むしろそうだとするならば、規制当局がもうちょっとこ入れしてもいいかもしれないし、それにより近づけるためにはどういうバイパスがあるのかみたいなのところを考えることはいいけれどもという、こういう理解ですよ。

ありがとうございます。であれば、ただ、声を上げてきたところを、いいのかなというのは、率直な思いとして何かあるのかなと思いますけれども。

○伴委員 多分、委員長が言っているのは、今じゃないでしょうということなんですね。だから、もっと後の段階では、また考えてもいいのかもしれないんですけども、少なくとも今の段階ではなくて。ちょっとこれは私の印象なんですけれども、ここまでのいろんな議論が、亀井先生、大屋先生、板垣先生に入っていて、先生方が非常にこちらの議論に合わせてくださっている印象があるんです。ただ、先生方に、やっぱりこの検討チームに入っていたのは、私たちが普段、持っていない視点を提供していただきたいので、むしろ先生方の領域に私たちをもっと引っ張って行ってほしいんです、引きずり込んでほしいんです。それで、そういう観点から一から物事を考えてみて、どうできるんだろうと初めて具体的なところに入って行くので、ちょっとまだこういうATENAを呼ぶ段階ではないのではないかなと思います。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

今、幾つか意見ありましたけれども、いかがでしょう。

○亀井主席研究員 今の、私だけ、今意見を言っている状態で、かつ委員会の方なので、ほかの委員の先生方の御意見をぜひ。

○市村原子力規制部長 ほかの委員の先生方。

勝田先生、お願いします。

○勝田教授 僕は、基本的には、ほかの委員の考え方と一緒に。これを見ると、かなりいろいろ恐らく皆さんかなり突っ込みたくて仕方がなくなってしまうような内容なんです。なので、ちょっとここにフォーカスし過ぎる可能性があるんで、一旦置いておいてという話になります。だから、この資料はかなり面白い話ではあるんですけど、こういうふうに考え

ているんだと、やっぱりバックフィットなんだなというようにいろんなのが見えてくるんですが、ちょっと最初からこれになっちゃうとこれだけの話になってしまうので、この考え方はどこかで考えるとして、まずここで、今回のこの会合の趣旨から考えても、もう少し自由にしてもいいのかなというふうに思います。

○市村原子力規制部長 では、関村先生。

○関村副学長 今、更田委員長からもあって、勝田先生、御賛同いただいたところは、私もそれでよろしいと思いますし、伴委員のおっしゃるとおりだというふうに思いますが、技術というものの体系をどのように考えながら進めていくかという話と事業者、個別の事業者というのは、これ同値ではないということが大前提である。

特に、それはアメリカと日本で極めて大きな違いがあるということは、重要な前提条件になるというふうに思います。更田委員長は、いつもNEIの例を持ち込んで御説明をされることになるわけですが、これは亀井先生も従前、会合で御質問をされたように、例えば発電所で働いている電力会社の方の従業員、その協力会社や下請、二次の方々、その構造はアメリカが大部分が電力会社の社員であるというところとは全く違う構造があります。

それから設計に関する基本情報であったり、メンテナンスも含めて、こういう情報を誰が本質的に持っているかというところは、日米では差があるということは前提として、議論をこれから進めていくべきだろうというふうに思います。

コメントでございます。よろしく申し上げます。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

山本先生、お願いします。

○山本教授 ありがとうございます。

私は、この段階だと、この参考3に書いてある内容が、今のこのワーキンググループの議論のフェーズとやっぱりちょっと合っていない印象がまずあるのと、この内容自体が、もうこれ読めば分かる話なので、今の段階でお呼びするというよりも、もう少し話が進んでからかなという印象はあります。むしろ話を伺うとすると、例えば今日、我々がいろんな意見交換をしたんですけれども、そういうことについてどう考えるかとか、そういうことかなというふうには思います。

以上です。

○市村原子力規制部長 山本先生、ありがとうございます。

ほか、よろしければ、このATENA的な組織の役割であるとか、あるいは技術上の役割なんかというのは、また別途この議論は進むとして、ヒアリング自体、お話を聞く機会を持つとすれば、またもうちょっと後の段階でということでもよろしいですかね。

よろしければ、今日は提案を承りましたということでもとどめたいと思います。

ほか、全体を通して何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の議論はここまでといたしまして、次回、第6回、12月4日の開催を予定をしております。冒頭申し上げましたように、これまでの議論を踏まえて中間取りまとめ的なものを御用意して、改めて御議論をいただくという場にしたいというふうに考えております。

それでは、本日の議論はこれで終了いたします。ありがとうございます。